







ます。また、一般的の年金のスライドの際の附帯決議においても、同時に検討——同時にというよりも並行的に審議をしていかなければならない課題である。こうしたことにはなつたと思うのであります。よって、今回の改正で後はそのままに据え置くということは、六十一年の四月一日にも施行をすると考えれば、当然今日段階において準備に入らなければ間に合わなくなるのではないか。もし間に合わせるとすれば、同時にこの国会もしくは次の国会には遅くとも提案しなければならない、こういうふうに、これは時間的に、物理的にそななるものと考えるわけであります。

その点、これは大蔵大臣と恩給局であります。が、それぞれ政府の責任者から、この法案審議の前提の条件として質問をする次第でありますし、また、それが出されなければこの法案の審議は何にもならない、砂上の櫻閣をつくるようなものである。こういうふうに言わざるを得ないわけでありますから、どのようにこの審議に間に合うように対応するか、お伺いをいたしておきたいと思います。

○鳥山説明員 このたびの年金改革に当たりまして恩給は一体どういう位置づけになるのかといふことでござりますが、恩給制度は先生御承知のように非常に特殊な性格を持つておりますために、このたびの年金改革の直接の対象とはされていないわけでございます。したがいまして、私どもも恩給制度の基本的な枠組みを変えていくという考えは持っていないところでございますけれども、しかしながら、年金が老後の所得保障として具体的に機能する面におきましては恩給も年金也非常に類似した面がございますので、したがいまして、臨調答申等に言われておりますように年金改革とのバランスをとるための必要な見直しをやれという御指摘の線に沿って、検討を統けているわけでございます。しかしながら、恩給受給者も相当高齢化いたしておりますし、かつ全員が既裁定者であるという特殊性を持つております。したがいまして、そのバランスをとるための見直しと申

しましても非常に限定された面にわたるんじやなからうか、このように考えております。

ただいま先生御指摘のスライドのあり方、これは私ども最も大きな課題であるというふうに考えておりませんが、もう少し国会の御論議その他、各方面の御意見を聞きながら検討を続だ現時点におきまして、恩給の従来からの給与スライドを変えていくのかどうか、これは非常に重要な問題でございますので、もう少し国会の御論議その他の、各方面の御意見を聞きながら検討を続

けたい、このように考えているところでございま

す。

○沢田委員 あと、答弁要らないと思いますが、

先ほども言ったように、今のようなスライドの検討だけの問題でなくて、基礎年金については少な革だけが野放しにそのまま放置をされて共済年金の改訂を進めるとは認められがたい。こういうことだと思いますから、そういう情勢というものの、それから特に臨調も言い、我々大蔵委員会でも附帶決議を付した経緯を考えてそれに対応した措置を講じなければ、大蔵委員会の審議にも重大な影響を及ぼすことを予告をしておきまして、これはもう答弁は要りませんが、ちゃんとそれに対応し

た措置を講じられることを求めておきたいと思

います。あとはもう回答要りません。どうぞひとつそれで対応してください。

それから第二の問題は、これは大蔵大臣関係に

のだと思うのであります。それを今言つたような答弁では了解をいたしかねます。

だから、少なくともこの法案の審議に正常な状態で入る以前において適切な措置、また少なくとも基礎年金部分が当然存続をする、特に遺族年金等においては重複支給の中に該当するわけでありますから、基礎年金部分は当然それに含まれてくるものだ、こういうふうに思いますから、もしあり出す気がないのならば、それは間に合わせる気がないのならば間に合わないという答えで結構であります。あとはその点について何らかの対応をすな、こういうことになることを念のために申し上げて、もしもその点について何らかの対応をすな、普通恩給受給者ないし一番若いと言われておりますが、私ども、と思います。

○鳥山説明員 ただいま先生御指摘の基礎年金の問題は、これは年金の統合一元化の方法といたしまして導入されるわけでございますが、私ども、

しましても非常に限られた面にわたるんじやな

からうか、このように考えております。

ただいま先生御指摘のスライドのあり方、これ

は私ども最も大きな課題であるというふうに考

えておりませんが、もう少し国会の御論

議その他の、各方面の御意見を聞きながら検討を続

けたい、このように考えているところでございま

す。

○沢田委員 いざれにしてもこれから具体的に求

め、きょうはその中身に入りませんが、軍人恩

給だけが野放しにそのまま放置をされて共済年

金の改訂を進めるとは認められがたい。こういう

ことだと思いますから、そういう情勢というもの、

それから特に臨調も言い、我々大蔵委員会でも附

帶決議を付した経緯を考えてそれに対応した措置を講じなければ、大蔵委員会の審議にも重大な影

響を及ぼすことを予告をしておきまして、これは

もう答弁は要りませんが、ちゃんとそれに対応し

た措置を講じられることを求めておきたいと思

います。あとはもう回答要りません。どうぞひとつ

それで対応してください。

それから第二の問題は、これは大蔵大臣関係に

なりますが、前回も若干触れてあります。国民年金の法律の第一条、厚生年金の法律の第一条及び共済年金法の第一条、この第一条が——いわゆる職域年金制度の発足に伴つて基礎年金の一階部分及び報酬比例の一階部分、その三階までにはいかないが、三階の職域年金部分、こういうふうに通称言われておりますが、この第一条の法律の趣旨は今日まで職域年金のみに該当すると言われてまいりました。それが今度この職域年金部分以下の報酬、基礎年金について厚生年金と同じ条件、こういうふうになるわけがありますから、その点について、それぞの第一条の目的が今回の改正によって異なるものと思ひます。

よつて、第一条の法文の変更が提案されることが

必要である。このように思ひますので、次の審議までにこの点の準備をされ提出されることを求め

るものであります。いかがでしょう。

○門田政府委員 お答え申し上げます。

ただいまの論点は前回にも委員お触れになつた

ます。ですが、確かに共済年金のうち厚生年金相当部分と職域年金の給付を行いますところの長期間給付事業だけではございませんで、医療保険給付を行います短期給付事業あるいは組合員に対する貸し付け等を行います福祉事業、こういったものを総合的に実施することによって国家公務員等の生活の安定、職務の能率的な運営に資するという目的を達成しよう。こういう規定でございま

す。ですから、確かに共済年金のうち厚生年金相当部分と職域年金部分と今回区分しておるわけでござりますが、そのことがこの第一条の国共法の目的の趣旨を変更するものではございませんので、私どもとしては十分勉強いたしましたが、この規定の変更の必要はないもの、こういうふうに考えております。

○沢田委員 その回答も不満足なんあります

が、いわゆる厚生年金の方は、極端に言えば、刑務所に行ってても年金がつくという仕組みになつてますね。これは、後の問題になるのですが、そういう内容になつております。公務員は、刑事事件に関係すればそなはいなくなるわけです。

あなたの今の答弁では、報酬比例部分についても

職務の運営能率は影響するという、あるいは懲戒によつて減給される、あるいは支給停止になり得る、こういう解釈をあなたはされていると考えてますね。

厚生年金は前にも言ったとおり雇用と掛金が基本原則なんあります。そこは職場でどうなるとなるまいと、それが基本原則であります。だから、先ほども言ったように、刑務所に行っても雇用関係にあり掛金を掛けなければ、その期間は通算となつて年金支給されるということになるわけであります。ところが、共済年金は、今回は国鉄の例もありますけれども、これは赤字だからといふこともあるかもしませんが、いわゆる懲戒処分その他に該当する場合は職域年金部分を減額すると言われているわけですね。報酬比例部分は労使折半で負担をするものであつて、国庫の補助もないわけです。国家公務員といえどもこれは国からの援助は一切受けないわけであります。基礎年金部分は三分の一ですからこれは別であります。少なくとも報酬比例部分は国から一切の補助も受けていない。それを公務員法に違反したから、あるいは刑事事件に關係したからといって減給の対象にするなんていうことを答弁するというのは、基だけしからぬ話なんだ。厚生年金の方とは横並びにするといながら、それは全然違つてゐるのです。だから今の答弁は話にならぬ、大蔵大臣。それまでもし公務員の遵守すべき要項であると仮定すれば、例えばお歳暮ももらっちゃいけないよ、お中元ももらっちゃいけないよ、あるいはごちそうになつてもいけないよという幾つかのそういう条件のもとに暮らしている人たちと、そうでない者との違いというものは存在するわけです。

然支給しないか、その辺は不明確でありますけれども、そういう措置まで講じようという意図があるが見える回答であります。これはいわゆるさきに成立した厚生年金並びの法律ではない。異質のものなんです。完全に異質の性格を持つているものと思われるを得ない。

もしそういう方向でいくならば、来年の四月一日の施行も当然異質なものでなければならぬ、同じに並べるということは不適当だ。こういうことになるわけであつて、先ほど述べたように、もしそうならば第三階の職域年金の部分にだけ影響するということでなければ筋が通らないと私は思われるを得ないのであります。これはもうあなたに聞いたたつてだめだ。大臣からこれは第一条の法律解釈としてひとつお聞かせをいただきたい。

○門田政府委員 私の説明がちょっと不十分でございまして、あるいは先生に誤解を与えておるか存じます。

ただいま議論にございましたように、今回の共済年金制度の改正で、いわば二階は厚生年金並び、そして公務の特殊性ということでその上にプラスアルファとして、いわば三階に職域年金というものを設けるわけでございます。

ただいまお話のありました禁錮以上の刑に処せられたとき、こういう場合の給付制限、これは職域年金部分だけでございます。プラスアルファの三階部分だけでございまして、厚年見合いの二階にはそれは適用しない、こういうことでございますので、あるいは私の説明が悪かつたかと存じますが……。

○竹下国務大臣 私も今承つておりますとおりだと思っております。

○沢田委員 そうすると、一階なり二階について勉強した限りにおいては、沢田さんのおっしゃることは、どういう犯罪を犯しても、破廉恥罪を犯しても影響ない、こういうふうに解釈していくわけですね。——これは首を縊に振つておりますから、いわゆる厚生年金並みの支給である、こういうふうに解釈していいわけですね。

○門田政府委員 大事な点でございますので、そのとおりでござります。  
○沢田委員 だから 法律第一条は直してもらわなければ困るということなんであります。法律第一条は、大臣、そこにお持ちになつてゐるのだろうと思うのですが、全文にかかるでいるわけです。第三階だけだと書いてないであります。  
先般自転車の方で、私たち自転車置き場法をつくるときに、相当の期間をたつた自転車は放置とする、こういう解釈で、そのときの申し合わせでは六ヶ月と、こう実は決めたのです。ところが、この間の内閣法制局は、時間になつてしまつてゐるのです。相当の期間という日本語が、何時間かそこにあっても放置である、こういう解釈がこの間の答弁の中には出てきた。それを放置自転車と、こう名称づけているのであります。だから、法律はひとりで歩き出すのです。あるいは時の権力によってねじ曲げられることも、今のようにあるわけです。相当の期間と言つたら、時間だなんてだれも思わないですよ。相当の期間といふ言葉が出てきて、これが三時間だなんて解釈する人は、もし答案にそう書いたらバッテンつけられるだろうと思うのですね。それを内閣法制局はいげずうずうしく、それは時間も含むのだなんということを言つてゐるわけです。総理府もそう、時間も含むのだなんということを言つてゐるくらいであります。だから、法律の解釈といふものはそれぞれひとり歩きをしていく。

ります。これも回答はもらいますけれども、次に正常な審議に入る以前において適切な対応を求めておきたいと思います。もしそれが不十分であれば、これまた審議に重大な支障のあることを申添えておきたいと思います。

○門田政府委員 今先生おっしゃいました第一条でございますが、これは先ほど御説明申し上げましたように、長期の給付、短期の給付、福祉の事業等いろいろなものを総合して規定しておりますので、第一条でそういうことを区分した規定を設けるといふのはなかなか難しいかと思うわけでございますが、御心配の点は、決してそういうことがあってはならないのです。これは法律の中で明確に、特定の条項をもしまして三階部分だけであるということを明記いたしておきます。ですから、その御懸念は要らないと思います。

○沢田委員 その対応を求めておきたいと思います。

統いてもう一つ要望しておきますが、懲戒処分に当たっては職域年金のみが該当するということでありますが、防衛庁、国鉄、それから厚生、この場合、いかなる罪を犯しても、これは本人の掛金分と、憲法で保障されたいわゆる最小限度の生活、健康にして文化的な生活を営む権利の保障、こういうことであるから、一階、二階には影響を及ぼすものではない、こういうふうに解釈してよろしいですか。これは防衛、国鉄、大蔵、厚生、簡単に一言ずつお答えいただきたいと思います。

○荻野説明員 自衛官につきましての一階と二階の取り扱いについては、先生のお説のとおりでございます。

○小玉説明員 お答えいたしました。

私どもも先生のおっしゃるとおりと理解しております。

○山口説明員 国民年金、厚生年金につきましては、刑に処せられた場合、あるいは懲戒処分を受けた場合に支給を停止するという規定は現在もございませんし、新法におきましてもその考え方を踏襲しております。

○沢田委員 人事院においておいでをいただいておりましたが、職域年金を除くと仮定をすれば、その間ににおいては公務員の専念の義務その他は当然なくなつてゐる。兼業しても構わないし、あるいは職務専念の義務も外れる。該当するのは職域年金の分だけである、こういうふうに解釈してよろしくうござりますか。

○北林説明員 抱答を申し上げます

公私兼ねてお仕事され、一層自己の職務に専念する義務を負っているわけでございまして、在職中はいずれも職務に一生懸命從事しなければいかぬということになつております。一部、職務上の義務といたしまして、退職後も營利企業に就職してはいかぬというようなことになつてござりますけれども、そのことと年金が制限されるということとは全く別の話でございますので、そのところは切り離してお考えいただいた方がよろしいかと思つております。

○沢田委員 これも次回までに、影響しないといふのであるなら影響しないということを明らかにしていただくことを要望しておきます。

採用する場合に、就業規則もありますれば、あなたの場合は給料を幾らにします、こういう給料表で給料を決めます、そして退職後についてはどれだけの退職金を払い、年金を払いますというのが普通の雇用条件であると思うのです。

そこで、もしこの年金を変えていく場合、少なくとも雇用者の過半数を代表するものあるいは雇用者の同意、それをいわゆる国家権力によつて無視していくものかどうか。いわゆる既得権者の権利といふものは、採用時において、あなたはこれだけの年金を支払います、あるいはこれだけの退職金を払います、こういうことで期待を与えている、あるいはそのことを保証をして採用している、そういうものだと思うのです。それが一方的に切り下げられたりすれば、当然労働争議の対象になるのが通常です。

ですから、公務員といえども、いわゆる共済年

金の従来の既得権利、期待権、これは保護されなければならない。だから保護されない場合には特別の事情が必要になってくる、こういうふうに思いますが、今度、標準報酬切り替え等においては、退職者の人々、それから現職の人々も、みずからやめるときの年金が下がるわけでありますから、その期待権を裏切る行為ということになるわけであります。

その意味において、この法案が正常な審議に入

る前に、それぞれ該当する職員の同意を得る、あるいは理解を求めるという言葉が必要かもしますが、期待権の侵害である、あるいは〇Ｂの人には既得権の侵害になるわけでありますから、当然同意を求める措置を講ずるべきであると思います。法律でこれを律すれば断罪に処すと同じように減額することもあえて辞せずという姿勢は、許されるものではないと思います。

特に国鉄の年金問題は重大な事態を迎えるわけでありますけれども、それぞぞそういう意味においての回答を求め、また、次の正常な審議前に適切な対応を求める、もしそれが不十分であった場合はこれまで大蔵委員会において正常な審議に重大な影響を与えることを予告し、労働・大蔵・国鉄・厚生のお答えをいただいて私の質問を終わりたいと思います。

職員の身分あるいは勤労者のそういう勤務条件にかかること、これは非常に大事なわけでございまして、願わくは制度として安定していく、余り改変はないというのが望ましいのだろうと思いますが、ただ、何分四隅の環境の変化といいますか、高齢化社会が非常に急ピッチで進んでいくおるものですから、今のうちから手を打たなくてはならぬという非常に苦しい実情があるわけでございます。

制度としましても安定が望ましいとはいしても、やはり年金の歴史の上におきましても、昭和三十四年に恩給から共済年金の制度へ切りかわ

つたとか、あるいは昭和四十九年に、これはむしろ厚生年金とのバランスを考えまして、通年方式でというようなものを從来の一般方式に加えまして設計して選択を認めたとか、そういう制度の改正もやってまいりておるわけでございます。

したがいまして、このたびも改正はやむを得ないということになりますが、ただその場合にも、

やはり今までの人に不安を与えてはいかぬということで、従前額はこれを保証していく、あるいは二十年かけてなだらかな着地を図る、こういった経過措置等に実はいろいろ心を碎いておるわけでございまして、これが十分かどうかという点は非常に議論があるうかと思いますが、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

つきましては、労働基準法あるいは最低賃金法などに違反しない限り、決定されたものは原則として維持されるべきもの、守られるべきものであるということで指導をしております。一方的に不利益に変更するという場合については、よほど厳格に判断し、合理的な理由がない限り適当でないといふふうに対処しているところでございます。

○小玉説明員 お答えいたしました。

基本的な考え方につきましては、大藏省のお咎

えなさつたとおりに私ども考えております。ただ國鉄につきましては、職域部分が財調期間中は停止とか幾つかの問題がございますが、これは私どもとしましては、財政調整で他の共済組合から御援助をいただくというときにありますてはやむを得ないものというふうに考えております。

○山口説明員 年金制度は、その性格からいたしまして連帶を基礎にした制度でございますので、先生おっしゃるように、その改革を進めるに当たっては関係者のコンセンサスを得るということが非常に重要だというのは、御指摘のとおりだと思ひます。

そういう観点から、私どもも今回の改正を進め  
るに当たりましては、三者構成になっております  
審議会で相当長期にわたって御議論をいただいたた  
上、改正案も諮問をいたしまして、基本的には今  
度の改正というものは長期的な展望に立った対応を  
するために次ぐことのできない措置なので、基  
本的に了承するから早くやれというような御答申

もいただいているということで、私どもいたしましては関係者のコンセンサスを得るための最大限の努力をさせていただいたつもりでございます。

大臣には、今言つた雇用契約、期待権、それから同時に、それを受給されている既得権、これは最大限に確保されなければならないというふうに理解をするわけであります。まさか年金切り下げ大臣の異名をもらひながらやめていくということもやもよつと寂しい気がするわけでありますから、せめて年金の最低限は確保して、大蔵大臣の任務を果たした、次は総理大臣だ、こういうふうに言つれるよう立場とする者こそ、まさに、

○竹下国務大臣 大要は門田審議官からお答え申し上げました筋だと思いますが、今の既得権というものは、これは一つの物の考え方としていろいろ法案を見ましても尊重された姿になっております。

そこで、期待権というのは、やはり法律的にもいろいろな議論があるところでございますので、私も勉強してみたいと思いますが、例えば提案している法律を通していただきたいという、期待権という言葉をよく使いますので、私にもそういう



くるだろうと思うのです。この問題はもう少し後に回すといたしまして、こういうふうな状態の中で、日本の社会保障制度はいよいよ一元化の方向に向かっていると言つても私は過言ではないと考えておる一人であります。

そこで、初めに申しましたように、この定額部分のところをもう少し何とか上げていきますためには、一工夫も二工夫もここに必要になつてくる。一つは、共済年金を初めこれは厚生年金、国民年金全体で結構ですが、やはりこれを取り扱う事務的な経費を極力少なくしていく必要がある。そういう意味で、年金が一元化をされてまいりましたら、制度そのもの、そしてそれを取り扱いまする。先ほど、厚生省に計算は任せたてあるというふうにおっしゃいましたけれども、任せただけではなくて、すべてもう窓口は一本化していくといふことにして、できる限り事務的な経費は少なくして、そこから浮いたものは極力年金受給者のためにその金は使っていく、こういう全体としての方針でなければならぬと私は考へている一人であります。

しかし、今回の年金の一元化は、共済年金は共済年金、厚生年金は厚生年金、国民年金は国民年金と、今までの制度はそのままにいたしまして、そしてただ一番下の定額部分だけを共通部分としてつべていくといふ、制度の上ではそういうふうになりましたけれども、事務的な面におきましては、何らそこに変化が起こっていない。行政改革の面からいきましても、ここに一元化が実行されるに当たりまして、やはりこれはもつと将来考えていくべき問題ではないかと思つております。このことにつきまして大臣に一言だけお聞きをして、そして次の自主運用の問題に進みたいと思います。――答えてくださいようございましたら、結構でござります。

○竹下国務大臣 基礎年金については厚生省の社

会保険庁が一元的にやるという意味においては、

今坂口さんのおっしゃった方向ではないか、私はお話を聞きながらそういう認識を持ったわけであります。

○坂口委員 それはそのとおりなんです。そのことを私は言つているわけではなくて、年金が一元化をされていくということになるのであれば、や

はり制度そのものでできる限り一元化をして、事務的な経費は極力少なくしていく。例えば共済年金なら共済年金にいたしましても、大蔵省でも行

つては、文部省でも行つて、農林省でも行つて、あるいは自治省でも行つて、こう

いうことでありますから、年金の一元化が進んでいくのであるならば、やはりその辺の行政改革もあわせて行われてしかるべきではないか。そうであつて行われてしかるべきではないか。そういうことが私の意見でございます。

○竹下国務大臣 今、実際問題を見ますと、国家公務員共済というのは、國家公務員共済の連合会

がありましてそれなりに機能しておる。農林年金、そして私学年金、今私どもが感じておりますのは、とりあえず給付の一元化、負担の一元化、

それから制度の一元化。

制度の一元化につきましては、いわゆる今日の制度で大変議論のあるのは——私はおっしゃる意味はわかりますし、そういう方向で今後努力しなければならない課題であります。しかし、地方公務員共済

もそれまませんが、今御指摘のように、三四%が資金運用部に渡つておるわけです。そして、今おっしゃ

ましたように、住宅あるいは福祉その他に利用されておりまして、それが五・七六%とことしの一月にはお聞きをいたしました。そして資金運用部

以外に有利にこれを運用しておりますものは八%ぐらいになつて、五・七六%と八%で、合計い

たしまして七・一%、これぐらいに最終的にはなつてゐるという話でございました。今確かに半分

は福祉だとかそちらの方に回してあるので、全体としてはそう高くなないとおっしゃいましたが、そちらの方は五・七六%，これが七・一に落ちついてお

りますのは八・〇%という、一部ではありますとだと思っております。

○坂口委員 自主運用の問題は再三私ここで取り上げさせていただきましたし、大蔵大臣にももう既に理解をしてもらつておるところだと思いま

最初に共済年金の方から聞いておきますが、共済年金の方は、資金のうちどれくらい自主運用して、利回りはどうぞありますか。

○門田政府委員 共済年金は、その積立金につきまして国家公務員共済組合法の規定によりまして、毎年三四%の比率のものを

厚生年金との実質的な均衡を図つていくという

ことでございまして、毎年三四%の比率のものを資金運用部に預託して運用する。したがいまして残りが自主運用、こうしたことになつております。

それから利回りの方でございますが、そうしますと、自主運用が多いから非常に高利回りで回つてゐるのではないかとよく言われるのでございま

すが、実は約七割弱が自主運用ですが、そのうちの半分近くを組合員への福祉貸し付け、例えは住宅ローンとかそういうものに回しておられます

ことまでございまして、総体の利回りは高くございませんで、七%ないし七・一%、こういう姿

でございます。

○坂口委員 これはことしの一月に聞きましたもので、あるいは若干最近もう数字が違つておるかもしれません、今御指摘のように、三四%が資金運

用部に渡つておるわけです。そして、今おっしゃ

ましたように、住宅あるいは福祉その他に利用さ

れておりまして、それが五・七六%とことしの一

月にはお聞きをいたしました。そして資金運用部

以外に有利にこれを運用しておりますものは八%

ぐらいになつて、五・七六%と八%で、合計い

たしまして七・一%、これぐらいに最終的にはなつてゐるという話でございました。今確かに半分

は福祉だとかそちらの方に回してあるので、全体

そこで、これは何度も大蔵大臣に申し上げていいわけでございますけれども、これは今度は共済年金の審議でございますが、しかし、定額部分はございまして、関係してくるということになつてまいりますと、とりわけ厚生年金の今まで貯蓄さ

れました資金の運用をどうするかということと非常に大きなかわりを持つてくるわけであります。それによつてこれから定額部分の掛金を上

げると上げないかということも決まつてくるわけでありますから、これは共済年金にも非常に大き

な影響を与えてくるわけでありますね。

厚生年金、国民年金の今までの積立金残額は約五十二兆円と言われておりますが、現在のところ

資金運用部資金にこれは使用されているわけであります。これはなぜかここでも出でておりますように七・一%でありますと、そしてさらにそこから

貸し出されておりますのが七・〇九%とおっしゃ

ります。これはなぜかここでも出でておりますように七・一%でありますと、そしてさらにそこから

貸し出されておりますのが七・〇九%とおっしゃ

ります。これはなぜかここでも出でておりますように七・一%でありますと、そしてさらにそこから

貸し出されておりますのが七・〇九%とおっしゃ

ります。これはなぜかここでも出でておりますように七・一%でありますと、そしてさらにそこから

貸し出されておりますのが七・〇九%とおっしゃ

ります。これはなぜかここでも出でておりますように七・一%でありますと、そしてさらにそこから

貸し出されておりますのが七・〇九%とおっしゃ

ります。これはなぜかここでも出でておりますように七・一%でありますと、そしてさらにそこから

貸し出されておりますのが七・〇九%とおっしゃ

思いますが、もう一度改めて大蔵大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○竹下国務大臣 いわゆる三〇%を三四%にしまして、これは資金運用部に対しても厚年とのバランスをとったということになるわけであります。今までお答えしておりますのは、とにかく国の信用において集めたものは、安全、確実、有利として公共性ということで運用しなければならぬ。そうすると、諸般の金融の今いろいろな商品が出回ってきておりますが、金融情勢全体を見てやった場合に、やはり一元化運用の方が妥当である、こういう答弁をかたくななどといいますか、ずっとし続けておるわけです。

それは、もう一つは、申すまでもないわゆる財政投融資計画というものが第二の予算として存在しておる。そこで若干の変化を考えてみるといたしますならば、この間、金問題調査委員会ですかの答申をいただきましたが、今は大口からの金利の自由化を進めてきておりますが、いざこれにせよ金利自由化の問題というのは避け通れない問題であるということになりますと、財投があり方から含めて総合的に考える時期はまたあるんじゃないのか。ただ、有利運用だけを考えてみると、これは本当はだんだん変化していくますから、今までのプロが必ずしもプロだとは言えなくなるかもしれませんけれども、非常にリスクもあるんですけど、私は将来の展望として考えた場合、有利運用ということが念頭に置かれた場合においても、やはり一元化しておいて非常に多くの資金を保有しながら対応していく方が有利という面等の進みぐあいを見ながら、これは坂口さん、一から見てもいいんじゃないかなという感じも時にはするわけであります。

したがって、この問題は、財投計画のあり方からみんな総合的な問題を勘案しながらやっていかなければなりませんので、これから金融の自由化等の進みぐあいを見ながら、これは坂口さん、一緒に勉強してみたいな、こういう感じで受けとめております。

○坂口委員 理財局長さんのところに理財局長さんの私的研究グループですか、財投研究会というのが設けられまして、そこで昨年の十月六日に初会合を持たれて、以来そのことを詰めておみえになるお話を実はお聞きをしておるわけであります。が、年金を中心と考えましても、今申しましたよう、どうしてももう少し有利な運用ができるのか。

申しますのは、これは共済年金だけではなくてとりわけ国民年金との関係が深いわけですが、国民年金の場合はお一人六千八百円、これもつと上がつてくるだらうと思ひますけれども、これは丸々掛け金として出さなければならない。保険料として出さなければならぬ。そうしますと、なかなか掛けられない人もたくさん出てきていることも事実であります。これからこれが高くなつていけばなんだんとふえてくる。

いつか比較対照のために生命保険のお話をいたしましたけれども、生命保険の方がむしろ、物価上昇が現在ぐらいの程度であるならば、かえつて有利だという結論も一つ出るわけであります。同じような掛け金をしていて。そして、いつか申しましたけれども、物価の上昇が三%ぐらいずつでずっとおさまっていくと仮定したら、四十年掛け金をして五年据え置いて、そして二十歳の人が六十五歳からもらいますときに、今の貨幣価値に直しましても六十五万ぐらいずつ受け取ることができるようになるわけであります。現在の国民年金でいきますと、そこは五万円ですから年間六十五万ということになりますけれども、その中に三分の一は国庫負担が入つておりますから、それをのけますとうんと少なくなつてしまふ。むしろそちらの方が多いじゃないかというふうなことで、せつかく皆年金という形をとりましてもそこから抜けていく人がたくさん出てくるというふうなことにもこれはなりかねないし、現にまたそういう風潮もあるわけであります。

ですから、どうしてもこの年金の資金というのをよりよく運用をしなければならない。ですか

これを五十二兆円、全部が全額とみなしてみると、いったってこれはなかなか無理な話だということは私もよくわかつておりますけれども、しかし先ほど申しましたように、これをかたくなにすべて資金運用部資金であり財政投融資であるというふうに大蔵省ががんじがらめに持つて放さないという態度もいかがなものか、こういうことを申し上げているわけでありまして、先ほど大蔵大臣の御答弁は、今までの御答弁のことと思ひますと若干ニューアンスの違いはあるようにも感じられるわけであります。しかし、この辺のところはもう少し、ただひとり理財局長さんの私の研究グループとしてそこで研究をなさるだけではなくて、少なくとも大蔵大臣の私の諮問機関ぐらいにはして、もう少し幅広くして、そこでやはりこの問題を大きく取り上げていく必要がありはしないか。きょうは厚生大臣御出席をいただいておりますが、むしろ厚生省等と十分話ををしていただいて、そしてその中で、大蔵省だけではない、厚生省とあわせた内閣としての、総理大臣としての一つの研究グループ、諮問機関というようなものをつくってでもそこで検討をしていただいて、そして対応をしてもらわないとこれは大変なことになりはしないか、せっかくできた皆保険制度が崩壊することに結びつきはしないか、大変危惧する一人であります。もう一度御答弁いただきたい。

でそんな議論が出ておつたことを私もよく承知しております。

それから、私が若干違った表現をとおつしやいましたが、国の信用において集めたものは、公共性もありますから、安くて住宅資金を出したりそういうこともございますので、可能な限り国が公共性を持って有利、安全な方向で運用すべきだという考え方は今一貫しておるわけであります。最近の金融制度調査会なんかで議論を聞いておりますと、今度はまた別の角度から生保自身を考えても、もうこれは死んだときということではないに年金的な物の考え方で新しい商品の開発をすべきじゃないか、こんな議論があつて、先般も国会の中の議論でも、イタリーの学者のトンチさんというのですかがお立てになりましたトンチ年金というのがありますて、御案内のように、みんなが出して、そしてその利回りを生きているだけが受け取つていくという思想ですから、最後たつた一人で生きておれば全部もらえるという多少射幸心のある、そんな――その制度がなくなりましたのは、人を殺して自分だけが生きておりたいということの悪影響なんかも出てなくなつたそらでござりますが、そんな議論が今もう一遍出るような状態でございますので、金融商品がそういういわば老後保障的な物の考え方の中でいろいろ多様化してまいりますと、私は考え方というのをいろいろ変えていかなければならぬという面は出てくると思つております。

そこで一つございますのは、総理府に資金運用審議会というのがあるわけでございます。あそこはどうかなと思って見ましたら、もう肩書のついた偉い人の名前ばかり書いてありまして、書いてあるのではない、そういう人ばかりがなつておりますて、今までは余り回数を開いたことがないようですが、この議論というのはどうかなと思つて見ましたが、これは総理の諮問機関でございますけれども、少しこれはでか過ぎるなという感じがしました。したがつて、財務局長の私の懇談会

の形で学者の方を集めたりしておる、その辺から徐々にこの議論が実つていいのではないか、こんな感じを持つておりますが、ただ、財投のあり方そのものとやはり並行して議論は進めていかなければならぬ課題だといふには一面思つておることも事実でございます。

○坂口委員 今おつしやいました総理府のその審議会、ここでひとつやるうじやないかということをこの春の予算委員会でもお答えをいたいたわけなんですが、実際問題、後でいろいろとお聞きをいたしてみますと、今大蔵大臣がおつしやったように、現実問題としてそれがうまく動くものなかどうかどうも疑わしい、と申し上げるとそのメンバーの皆さん方に大変申しわけないわけありますけれども、正直言つてどうも疑わざるを得ない面もあるわけです。しかし、年金の問題はそれほど悠長な問題ではありませんで、今この改革期にきちつとしておかなければならない。そういう意味で、もう少し別なものでおやりいただくのが一番いいんじゃないでしょうか。総理府の方がそれで十分に機能を果たしていただければ、全体として財投の問題を含めてやつていただきよろしくわけですねども、その辺が多少私は疑いの目をもつて見ているわけです。その辺のところがうまくいくものならそれでよし、いかないのならば別途の真剣に取り組んでいただくところをぜひ早く決めていただいて、そしてこの問題にお取り組みをいただきたい、そういうふうに思います。

厚生大臣はちょっとこの問題、なかなか物が言いくそな顔をして座つておみえになりますのであえてお聞きいたしませんが御意見がありましたらあわせて厚生大臣からもお聞きをしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 實際問題、理財局の勉強会がございますが、本来ならば厚年は厚年、それぞの審議会とかそうしたたぐいのものがいろいろござりますので、したがつて、総合的に勘案するためには総理府というようなもの一つの考え方かと思ひますけれども、今坂口さんもおつしやいました

よう、僕も名簿を見て、この先輩たちが集まつて本当にどんな議論ができるかなと思いまして、思いつきやございませんが、その方々に一人ずつ自分の好む人を特別委員として出して議論してみたらどうだ、これはほんの冗談みたいな話ですけれども、そんなことも考えてみましたので、今取り上げ方をした方が一番いいのか、大蔵省だけがどうかどうも疑わしい、と申し上げるとその問題をお与えいたきたい、というふうに思いました。

○坂口委員 それではこの問題はこのぐらいにしておきますが、厚生大臣、お見えいただきまして

〔委員長退席、中川（秀）委員長代理着席〕  
厚生大臣にひとつお聞きをしたいと思いますのは、先ほどから議論をいたしておきますように、年金の問題は、国民年金、厚生年金の方が先にス

タートし、今回共済年金がここにまた法案としてかけられたわけであります。少なくとも一元化の方向に進んでまいりまして、内容的には我々賛成しますが、この年金といしましては、どちらかと申しますと、国鉄共済に象徴されますように官の方

が民の方に向かつて少し手助けをしていただき

ければならないような形になつておられるわけあります。この次その国鉄共済のこれをお助けする受け皿を一体どことどこにするのがどういのはこの

法律の中には出てないわけですが、そうし

たことも含めて考えますと、どうしましてもこれ

は厚生年金の方にも負担のかかつてくる問題では

ないかといふように私自身は考えておるわけであ

ります。そういうふうになりますと、年金の方は

官の方から民の方に手伝つてもらわなければなら

ない形になる。片や医療の方は、今度は国保あた

りますけれども、今坂口さんもおつしやいました

度ができましてもなおかつまた行き詰まつてきて本當にどんな議論ができるかなと思いまして、思いつきやございませんが、その方々に一人ずつ自分の好む人を特別委員として出して議論してみたらどうだ、これはほんの冗談みたいな話ですけれども、そんなことも考えてみましたので、今

つ自分が好む人を特別委員として出して議論してみたらどうだ、これはほんの冗談みたいな話ですけれども、そんなことも考えてみましたので、今

曲がりなりにもスタートをし、そしてこの後に続

うしてもやらざるを得ない状況に来て、むしろ年金をこうした形で一元化をしていくという

背景には、やはり医療保険の方もせざるを得ない

というものがあつて、これはその背後に隠れて今

は見えないけれども、その両方を完成して初めて

日本の福祉といいうものの一つの基本的な姿ができる

上がるのではないか、そういうふうに私は考えて

いるわけですが、もう一つの医療の側の一元化の話といいうのは、一体現在どこまで進んで、

今後どのようなスケジュールで進もうとしておる

のでしょうか、ひとつお聞きをしたいと思いま

す。

○増岡国務大臣 年金も医療の方も、保険制度でありますからにはできるだけ多数の人でこれを支えるというのが原則であろうと思います。したがいまして、医療保険につきましても、全国民が給付と負担の両面において公平であることがあるべき姿であることは、年金制度と同じであると御指摘のように思います。

そこで、厚生省といたしましては、実は老人保健法あるいは退職者医療制度等である程度の保険間の財政調整をやつてきたつもりでおるわけでござります。したがいまして、それを一步進めるためには計画的にやらなくてはならないわけでございまして、昭和六十年代の後半でできるだけ早い時期に、医療保険全体の給付と負担の公平化を図る

といふ意味での一元化を図りたいといふに考

えておるわけでございます。

ただ、この保険制度のそれぞれの間に、年金よ

りももつと大きな隔たりがあるのではないかとい

うふうにも考えられます。医療及び保険の関係者

はもちろん、経済界、労働界などいろいろ御意見

があるわけでございますので、そういう幅広い観点から検討を進めながら、先ほど申し上げました

昭和六十年代後半でできるだけ早い時期といいう目

標で鋭意検討いたしておるところでございます。

○坂口委員 確かに医療保険の方につきましてはいろいろ格差がござりますし、いろいろの御意見あります。それで、今までこの一元化のお話を申し上げますと、これは年金も同じで、先ほど申し上げました

ところがございませんので、政府部内でいま少し勉強の時間をお与えいたきたい、というふうに思いました。

〔委員長退席、中川（秀）委員長代理着席〕  
厚生大臣にひとつお聞きをしたいと思いましておきますが、厚生大臣、お見えいただきましてありがとうございます。厚生大臣、お見えいただきましてありがとうございます。厚生大臣にひとつお聞きをしたいと思いましておきますが、厚生大臣、お見えいただきまして

その内容が、実は最初ごろ触れたわけであります。少なくとも一元化的方向に進んでまいりまして、内容的には我々賛成しますが、この年金といしましては、どちらかと申しますと、國鉄共済に象徴されますように官の方

が民の方に向かつて少し手助けをしていただき

ければならないようになりますけれども、その両方を完成して初めて

日本の福祉といいうものの一つの基本的な姿ができる

上がるのではないか、そういうふうに私は考えて

いるわけですが、もう一つの医療の側の一元化の話といいうのは、一体現在どこまで進んで、

今後どのようなスケジュールで進もうとしておる

のでしょうか、ひとつお聞きをしたいと思いま

す。

○増岡国務大臣 年金も医療の方も、保険制度でありますからにはできるだけ多数の人でこれを支えるというのが原則であろうと思います。したがいまして、医療保険につきましても、全国民が給付と負担の両面において公平であることがあるべき姿であることは、年金制度と同じであると御指摘のように思います。

そこで、厚生省といたしましては、実は老人保健法あるいは退職者医療制度等である程度の保険間の財政調整をやつてきたつもりでおるわけでござります。したがいまして、それを一步進めるためには計画的にやらなくてはならないわけでございまして、昭和六十年代の後半でできるだけ早い時期に、医療保険全体の給付と負担の公平化を図る

といふ意味での一元化を図りたいといふに考

えておるわけでございます。

ただ、この保険制度のそれぞれの間に、年金よ

りももつと大きな隔たりがあるのではないかとい

うふうにも考えられます。医療及び保険の関係者

はもちろん、経済界、労働界などいろいろ御意見

見えますと非常に行き詰まり、そして新しい制

度ができましてもなおかつまた行き詰まつてきて本當にどんな議論ができるかなと思いまして、思いつきやございませんが、その方々に一人ずつ自分の好む人を特別委員として出して議論してみたらどうだ、これはほんの冗談みたいな話ですけれども、そんなことも考えてみましたので、今

曲がりなりにもスタートをし、そしてこの後に続

うしてもやらざるを得ない状況に来て、むしろ年金をこうした形で一元化をしていくという

背景には、やはり医療保険の方もせざるを得ない

というものがあつて、これはその背後に隠れて今

は見えないけれども、その両方を完成して初めて

日本の福祉といいうものの一つの基本的な姿ができる

上がるのではないか、そういうふうに私は考えて

いるわけですが、もう一つの医療の側の一元化の話といいうのは、一体現在どこまで進んで、

今後どのようなスケジュールで進もうとしておる

のでしょうか、ひとつお聞きをしたいと思いま

す。

○増岡国務大臣 御指摘のように、漫然と昭和六十年代後半といふことを待つておつてはいけない

と思います。したがいまして、これまで、先ほど申し上げましたような老人保健法その他の制度をやつておるわけですが、その間にお

きましてもできる限りの財政調整を行つていかな

最終的な目標についてのお尋ねでございますが、私は、そういう財政調整と、それから個人負担の一割、二割、三割というのがございますが、そういうものがある程度統一される、この両者をやらなければならないというふうに考えておるわけでござります。

○坂口委員　この問題はなかなか限りがございませんので、一応このくらいにさせていただきますが、最後にもう一問だけお聞きをしておきたいと思います。

こほは大臣の方にお聞きをしたいと思いま

だと私は思ひうわけであります。そういう意味で、このいわゆる既得権者に対しましてはこれから人とかなり明確に区別をして、多少そこにバランスが崩れたといったましても、しかし、それははり約束は約束として守つていくということが事ではないだらうか、このことを最後にひとつ聞きをしておきたいと思います。

りますけれども、しかし、本会議でも議論がありましたように、今急にこういう事態になつてきるわけではなくて、以前からこういう年齢構成でありますから、今日の事態を迎えることは今までこれまでわかつていただけであります。再三それに對して早急に手をつけるべきだという意見があつてきました。これはやはり一にかかつて政府の側に責任があると私は思うのです。このことはもう一度確定要素ぢやないのです。確定要素なのですね、年齢構成というのね。もう十年も二十年も前

いようになつたというのが、労働者連帯、いい言葉で言えばそれを刺激して第一段階ができた。それで今第二段階、こういう感じがいたしますので、長い間腕をこまねいておったと言わわれれば、その批判は甘んじて受けなきやならぬ。しかし、やっぱり政策というものは国民の理解と協力が絶合的に得られる環境にならぬとなかなかできないものだなという印象は、殊のほか私も強くしているところであります。

これが大蔵大臣の口に聞こえていたし、原稿も  
卒業されて年金を受けておみえになるこの既得権  
者に対しましても、今回のこの法改正は影響が及  
びまして、中には一部スライド等を停止をせざる  
を得ない人たちも含まれるわけでございます。し  
かし、考えてみますに、この年金制度というの  
は、将来に對してその保険者が、必ずこのことは  
守ります、したがつて、これこれの掛金をしてく  
ださいということをお願いをして、お願いと申し  
ますか約束をしてでき上がっているものであります  
から、財政的に苦しくなつたからという理由由  
みだりにそれを変更するということは国民に非常  
に大きな疑惑を招くことになる、私は、年金制度  
全体に對してこれは大きなマイナスになると考え  
る一人であります。

したがつて、既に年金を受給をしておみえにな  
る方、それから、現在はまだ現役ではありますけ  
れども間もなく年金生活に入られようとする皆  
さん方に対しては、やはり何らかの道を考えてあ  
げなければならない。この現職の人、現役の人と  
それから既に年金をもらっておみえになる皆さん  
との間のバランスということだけでは済まされな  
いのではないか。この人たちにはそれだけのお約  
束をして今日を迎えたわけでありますから、この  
お約束をほごにするとということになりますと、  
これから先の年金制度に對しましても、いつほごに  
されるかわからぬ、そういう年金にはついてい  
けないという大きな反発の出ることもやはり必至

よつて算定されたものにつきましては改定をいします。しかし、この場合においても現に受けている年金額は保障する。したがつて、年金額下がらない。が、しかし、今おつしやいましたうに、追いつくまでのスライド停止、こういうのがあることは事実でございますが、この問題については、やはり掛金負担が大幅に増加せざる得ない状況にあるということからいたしますと私は、当時審議会を見ておりまして、つくづく感るのは、世代間バランスといいますか、世代間不公平感というようなものが意見の中でも相当感じ取られるということになると、やはりそれのバランスをとった措置としてこれは適切な対応の仕方ではないかなというふうな、まあそう思ふたから法律を出しているわけですが、そういうふうな印象を受けたことも事実でございます。いわゆる既裁定者に限つての御質問でござりますから、その議論は当然出る議論だと私も思はずけれども、それが今度、既裁定者でなく期待に至るまでの議論に延べてくる要因もまたないけじやございませんが、世代間バランス等を考慮してみると、私は今度お願いしておるのが適切措置ではないかというふうな判断で、今後、御論、問答の中で一層御理解をいただかなきゃなりません。あらうというふうに考えております。

ら、少なくともこの十年、十五年前から今日まであります。だからそれを今日までそのままにしておいて、そして今この期に及んで、財政事情がこうなつてきているからあなた方も元に戻してこうしましておることはもうわかつていただけであります。うか。ただ単に人情論ではなくて、年金の理論の上からいきましてもこれはそうすべきではないのですぞというのには、これはやはり酷な話ではないおもろうか。また單に人情論ではなくて、年金の理論の上からいきましてもこれはそうすべきではないのですぞというのには、これはやはり酷な話ではないおもろうか。たゞ御意見ござましたらお聞きをして、終わりたいと思います。

○竹下国務大臣　いわゆる既裁定者の中で高いのは、どちらかと言えば相当な給与を取つておやになつた人。だから、一般の人、一般という表記が適切かどうかは別としまして、これには影響がないところであるということになりますと、こ辺でやっぱり世代間バランス等を考えると我慢していただかなきならないのかな、こういふ印象を強くしたことは事実であります。

ただ、おっしゃいますように大体こういう傾向になるというのは、それは二十五年前ですと今は平均寿命が男女ともに十一歳違いますからちゃんと推定が難しかつたかもしれませんか。十五年前、確かに私はある程度推定ができると思うのあります。結局、臨調というのができて年金の元化という答申が出て、それとも一つは、やっぱりはしりになつたのは、これは余りいい例じございませんが、国鉄共済がどうにもしようが

〇玉置（一）委員、ようやく年金制度の改定の最後に出そろったという感じでござりますけれども、いろいろな論議がある中で進んで来られてることは事実でございまして、これからかなりの十分な煮詰めをやつていかなければ十分なものができない、こういう感じで受けとめておけまして、昨日もナーチャー長期的な安定化を図るということでおございまして、我々が最も心配いたしますのは、将来どういうレベルでの給付が受けられるのか、そして負担がどこまで上がっていくのか、こういう心配がございます。

その中でも、昨日も申し上げましたように、私負担と社会保障負担、この辺のバランスの問題がありまして、いずれにしても国民負担という形になつて残るわけでございまして、総理の答弁では、欧米よりも低いところでいいきたいというお話をございましたけれども、低いところいくにしても、向こうが上がれば、それに応じて上がつてしまふ。そして北欧の例のようだに、五〇%を超ますと、これまた社会の活力がなくなってしまう。こういう問題もございまして、給付は受けと付を受ける者とのバランスの問題もございまして、十分先を見た制度改革にお願いをしたい、

うきのうは大筋の質問をいたしましたから、されども、まさにこれから負担していく者と受けと付を受ける者とのバランスの問題もございまして、十分先を見た制度改革にお願いをしたい、

ううは時間も短くしろということでおございまして、

大体三十五分間ぐらいで終わりたいと思いますけれども、ちょっと細かい内容についていろいろお伺いをしていきたいと思います。

まず、今回の共済組合法の改定で、今まで官民格差のうちの一つというふうに見られておりました算出方法の違い、これが一応同一の算出方法によるいわゆる通年方式に改められてまいりました。そして今までの期間の合計のいわゆる支払い給与、そこから年金額を算出をする、こういう形になったわけでございますけれども、その中身が基礎報酬、これは從来までの共済年金のいわゆる標準報酬というような形でござりますけれども、今回からいろいろな手当が含まれました。聞くところによりますと、期末手当、勤勉手当、調整手当、その他のいろいろな手当がござりますけれども、いろいろ含まれておるということでお聞きをしたいと思います。大蔵省ですか、どちらですか。

○門田政府委員 先生御指摘のように、今回、共済年金につきましても標準報酬でいくとすることを考えておるわけですが、本俸プラス諸手当ということでお聞きをしたいと思います。大蔵省ですか、どなたですか。

○門田政府委員 先生御指摘のように、今回、共済年金につきましても標準報酬でいくとすることを考えておるわけですが、本俸プラス諸手当といふことでございまして、今おっしゃいましたのが、そしてなぜ含まれたのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。大蔵省ですか、どなたですか。

○玉置(一)委員 ちゃんととした名前で言ってほしいですけれどもね。

○門田政府委員 ちょっとと数が多くございまして恐縮でございますが、俸給のほかに俸給の調整額、初任給調整手当、それから、これならじみの多いものでございます。扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、筑波研究園都

市移転手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、教職調整額、医師暫定手当。

手當の中で含められていないものを申し上げますと、期末手当、勤勉手当、育児休業給、寒冷地手当、以上でございます。

○玉置(一)委員 今いろいろな手当が出てまいりましたけれども、人事院にお伺いしたいと思いますが、来ておられますか。

人事院では八月ごろに人事院勧告を出されるということでござります。

して、今まさにいろいろな調査をしておられるところだと思いますけれども、我々の方でいつも感じますのは、地域によって賃金較差というものが

ありますということ、そして企業の規模によってこれまた賃金較差があるということでお聞きをいたしましたけれども、大都市周辺とその他の地域においてどういう比較があるのか、お調べでございましたらお答えをいただきたいと思うのです。

○鹿児島政府委員 お答えいたします。

私どもが官民比較を現在実施している最中でござりますけれども、御案内のように、基本的には企業の規模あるいは事業所の規模というものを基

本にいたしまして、全国一本で集計をいたしました。そういう関係で、地域別にどの程度の較差があるか、そういう集計は行っていないわけですが、あくまで臨時的なものは入っていないという

ことでございますが、内容的には、大体現在の厚生年金がとつております諸手当、それと同じ考え方で臨んでおるわけでございます。

○玉置(一)委員 ちゃんとした名前で言ってほしいですけれどもね。

○門田政府委員 ちょっとと数が多くございまして恐縮でございますが、俸給のほかに俸給の調整額、初任給調整手当、それから、これならじみの多いものでございます。扶養手当、調整手当、

住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、筑波研究園都

市移転手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、教職調整額、医師暫定手当。

手當の中で含められていないものを申し上げますと、期末手当、勤勉手当、育児休業給、寒冷地手当、以上でございます。

○玉置(一)委員 今いろいろな手当が出てまいりましたけれども、人事院にお伺いしたいと思いますが、来ておられますか。

人事院では八月ごろに人事院勧告を出されるということでござります。

して、今まさにいろいろな調査をしておられるところだと思いますけれども、我々の方でいつも感じますのは、地域によって賃金較差というものが

ありますということ、そして企業の規模によってこれまた賃金較差があるということでお聞きをいたしましたけれども、大都市周辺とその他の地域においてどういう比較があるのか、お調べでございましたらお答えをいただきたいと思うのです。

○鹿児島政府委員 お答えいたします。

私どもが官民比較を現在実施している最中でござりますけれども、御案内のように、基本的には企業の規模あるいは事業所の規模というものを基

本にいたしまして、全国一本で集計をいたしました。そういう関係で、地域別にどの程度の較差があるか、そういう集計は行っていないわけですが、あくまで臨時的なものは入っていないという

ことでございますが、内容的には、大体現在の厚生年金がとつております諸手当、それと同じ考え方で臨んでおるわけでございます。

○玉置(一)委員 ちゃんとした名前で言ってほしいですけれどもね。

○門田政府委員 ちょっとと数が多くございまして恐縮でございますが、俸給のほかに俸給の調整額、初任給調整手当、それから、これならじみの多いものでございます。扶養手当、調整手当、

住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、筑波研究園都

ういうものが年金の額のいわゆる標準額の中の通常の中に入ってしまうというのはおかしいわけになります。そういう意味でいきますと、かなり

取り上げいただいだわけでございますけれども、実質的な総額からいうと賃金の較差といふことになるんですね。そういう意味で考えていきますと、確かに報酬比例といふことで年金の受給額が決まってまいりますけれども、本人の努力にもかかわらず給与のレベルが違う、自分がどこに勤めておるかということとで差がついてしまって、こういうことがございます。

今回いろいろな手当が含まれたということで、その含まれた理由についていろいろ聞いてみますと、厚生年金と合わせたのだ一口で言うとこういうことらしいですけれども、よく考えてみたら厚生年金もちょっとおかしいのではないか、そういうような感じがします。

と申しますのは、例えば通勤手当あるいは住宅手当として扶養手当、こういうものがございまして、扶養手当がありますけれども、その第一被扶養者であります配偶者、こういう方々が今度は国民年金の基礎年金としてカウントされるということになつておりますと、報酬比例部分の分というものはダブりではないかというような感じがするわけです。それから通勤手当が出来ておりますけれども、この通勤手当がそもそも税額控除の対象になつておるわけでございますから、やはり国も必要経費であるというふうに認めているわけですが、ございまして、必要経費をたくさん使えば年金ができるのかということが考えられる。そして住宅手当でござりますけれども、そういう地域の指標を示すものとしまして、私どもの民間調査の結果から幾つか拾つて申し上げてみたいと思います。

一つは、大都市地域におきます民間企業における地域関連手当とでも申しましようか、そういう手当の支給状況でございますが、民間企業におきましては、京浜地区につきましては手当として一

〇竹下国務大臣 すべて厚年並みにしたという以上、このところは確かにいろいろ議論があなればいけないのではないか、こういうふうに思つておられたという事に対し、お聞きをいたしましたけれども、まず大臣のお考えを聞いてい

ますけれども、まず大臣のお考えを聞いていきますが、このところは確かにいろいろ議論があなればいけないのではないか、こういうふうに思つておられたという事に対し、お聞きをいたしました。

○門田政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、このところは確かにいろいろ議論があなればいけないのではないか、こういうふうに思つておられたこととは思いますが、本俸でいくか標準報酬でいくか、標準報酬でいくとなりますと、その中で一つ一つの手当を吟味して、これは妥当である、これはいかぬということをやりまして、それをまた事務の上へ移していくのも非常に大きなことだと思いますが、非常に不合理なものだ

けを大きく除いておく、こういうことで処理したわけをございますから、これも厚生年金に合わせていく、こういうことでございます。

この内容は、今後政令の内容ということで取り

運んでいくわけでございまして、その辺よく考えながらやっていきたいというふうに思つております。

○玉置(一)委員 では、先ほど申し上げましたよ

うに、筑波の移転の話とかそれから通勤手当、これは要するに遠くに住むほど年金が高くなる、こ

ういうことになるわけですね。これでいいのかどう

うか、その辺についてどういうふうにお考えになれるか、お聞きしたいと思います。

○門田政府委員 個別の議論、非常に難しいのでございますが、これは国共審、国家公務員等共済組合審議会でも議論を重ねた上でこういう結論的



るのではないか。そういう状況でござりますから、そこにまた共済制度の方で職域年金というような形でやられてきたということについて、我々も若干疑問を感じるわけです。ただ、悪い方向じゃないわけですから、何としても、今度は逆に、せつかく職域年金をつけていただいたんだから、これに民間のレベルを合わせていきたいという気持ちがござりますので、そういう面で若干御質問をしていきたいというふうに思います。

合には、退職一時金のいわゆる延べ払いのような形で払われておりますけれども、共済制度の場合には国が負担をするというような形になつて、いわゆる保険の積立金の中にブールをされるということになるわけですから、財源が違うんじゃないのかというようになりますが、これについてどうう判断をされておりますか。

○玉置(一)委員 労使折半でおのずから限度があるだらうという感じですけれども、全体労使折半ですね。そういうふうに考えていきますと、上積みを設けたという場合の考え方は、やはり何といいましても公務の特殊性ということを中心と考えたわけでございます。民間における企業年金の実情でありますとか幾つかの要素も頭の中にはありますが、やはり公務の特殊性というものが中心になつておるわけでございまして、職務専念義務でありますとか私企業からの隔離でありますとか信頼失墜行為の禁止でありますとか、やはり公務員個々にとりましてはなかなか厳しい状況があるわけでございます。そのために労使折半という形で財源を考えました。したがいまして、これは職員の掛金負担にもやはりはね返るわけでございまして、おのずからそこには限度があるであろうという感じがいたすわけでございます。

おりますけれども、特に年金積立金のいわゆる受給権の確保、保全といふ面から見て、積立金そのものがある程度守つていかなければならないだらう、こういう時期に来ているんじやないかといふうに考へるわけです。今ですと、企業の中に準備金として置かれている場合あるいは外部に預け入れの場合あるいは預託、いろいろな方法をとられている場合がございますけれども、ほとんどの場合、企業のいわゆる資金の中に入組み込まれてしまっているという状況であると思ひます。余りにも普及してまいりますと、例の退職金の問題のように、企業が倒れてしまった場合に、自分たちの、いわゆる企業年金として退職金の全額を引き出さないで残しておいたものがなくなってしまふ、こういう心配があるわけでございまして、そこで我々の方は、この保全のために再保険の制度をつくつたり、あるいは外部預託という形で基金を守るということをやるべきだというふうに考えますけれども、厚生省として何らかの検討をされているのか、またどういうふうにされていくのか、それについてお伺いしたいと思ひます。

みされた部分も本体も変わらないのじゃないかと  
いうような感じがするわけです。ただ、やはり片  
方が退職金の延べ払いであれば、当然同じような  
ことも考えていかなければいけないし、逆に厚生  
年金の方に、あるいは企業年金の方に問題がある  
ということであれば、そちらの改善を図るという  
のがいいんではないかと思思いますけれども、管轄  
が違いますね。大藏省じゃないですね。

そこで、厚生省来ておられますね。今企業年金  
のお話を申し上げました。企業年金が普及された  
という話を聞いておりますけれども、実態で見る  
と、まだそうは普及されてない。しかし、退職金  
と併用という形ではかなりの分野に広まってきて  
いるというのは事実でございますし、今回のよう  
に職域年金が共済制度でできますと、また新たに  
かなりの企業年金の普及というものが考えられる  
わけでございます。

決め方について、国鉄の場合は六十五年まではとりあえず留保されておりますけれども、それ以降の問題も含めてやはり考えていかなければいけない。そして、ことし初めて昇給について、NTTとたばこについてはそれそれが独自で決めてきたという経緯がござりますから、その辺も踏まえて、これはきのうも若干申し上げましたけれども、職域年金の部分についても独自の設定ができるようにしていかなければいけないのでないか。

それから、国鉄共済の職域部分については、六十五年までは、今の状況からいいくとなり苦しいからしようがないだろう、ほかの企業体あるいは国家公務員の方にかなりの負担を持つていているわけでございますから、多少の問題はあるとしても、六十五年以降どうなるのかということがございました。この辺についての一応の方向を確認したいと思います。

○門田政府委員　お話しのございましたたばこ産業、それから電信電話でございますが、これは現在国共法の適用を受けておりまして職域年金部分はあるわけでございますが、民間企業としてなお自主的なものをつくりたいというお話もあるやに聞いております。それは結局は税制適格年金という制度がございますが、そういった税制上の要件を満たせるかどうかということで創設の自由度はあるんだ、こういうふうに思います。

それから國鉄でございますが、国鉄共済は残念ながら財政状態が非常に悪化しておりますので、六十五年度以降というお話をございますが、今の見通しではさらに悪化するということでおざいます。そういうたたか国鉄共済の状況あるいは国鉄そのものの状況から見まして、先行きとも非常に困難ではなかろうか、こういうふうに考えております。

干の質問をさせていただきます。

十の質問をさせていただきます。

度改正がなければいつ積立金がなくなるのかと聞  
いてるんです。

専門家が、国民年金は今のままだと遅かれ早かれこう言っておられます。つまり、こういうように

ますから、六十歳のときに九百六十三万六千七百三十円になります。さらに、据え置き期間も金利

現在保険料を払っておられない方が相当数に上ります、三一。つまり、三一、保険料の支

約八十七万人、申請による免除が二三・〇%で、二百二十二万人、合わせて一六・七%というようになりますが、これは大体合つております。どうか。

相西説明員　お咎を申し上りまづ  
ただいまおっしゃいましたとおりの

ております。

○正森委員 そのほかに公的年金を受けていない

七・七%に当たる九十二万人、新制度が行き渡る

二十年後には百五十万人前後になるといふこ

か、参議院の社会労働委員会で答弁されたよう

○吉賀教师权 委員 先般成立をいたしました年金

の審議の過程におきまして、先生御指摘のよう

質疑がございまして、政府側よりそのような答弁。

をいたしており出す  
正藤委員 そこで何ハたハのですが、いろいろ

資料を見ますと、国民年金の積み立ては支給に

する金額の大体三%ぐらいであるというようになります。

言われておりますが、現在積立金がどうなつてゐるか、その将来の才政取扱は、もとより今回の改正がなすべき事項である。

本の将来の販賣収支は、毎回の改正がなければどうなる予定だつたか、簡単に御説明願いた

山東二年。

○古賀政府委員 お答え申し上げます。

五十六年度末現在のおきますところの国民年金の積立金は一兆九千億円でござります。現行法

まま推移いたしますと、国民年金の保険料は昭

五十九年度価格で昭和六十一年度六千八百円か

成熟時におきましては一万九千五百円まで段階的引上げざるを得ない、嫁たそらすること

つて制度を運営していくことができる、こういふうに推定をいたしたわけでございます。

○正森泰賀 それを聞いているんじやなしに

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十一号 昭和六十年六月十九日

本会議では、厚生大臣はそういうことにはなりませんというような簡単な答弁がございましたが、コンピューターで数字を入れてみるとこういう結果が出てくるのですね。これについてどういうぐあいに御説明いただけますか。お願ひいたしま

○古賀政府委員　お答え申し上げます。

しかししながら過去の実績を申し上げますと、これは既に御承知かと思ひますけれども、国民皆年金体制をとります直前の昭和三十五年以来の実績でございますが、年度平均で消費者上昇率が七%弱、賃金上昇率が一%弱となつてゐるのに対しまして、金利については、例えば民間の生命保険の場合でも八%弱、こういうことでございますので、その差が一%というような実績になつておるわけでございます。そういうようなことから見ましても、この年金の計算というのは長期にわたつた見通しでございますので、その仮定の置き方にいろいろなケースが出てくるということが第一点でございます。

それから、大臣が答弁をいたしました趣旨と申しますのは、やはり何と申しましても公的年金と申しますのは、これは世代間の社会的な扶養のシステムであるということでございます。やはり年金受給者の年金というものを後世代の方々が拠出をする。そういうことによって成り立つわけでござります。

ざいますから、その個々人にとっての損得という  
ことはあつたといいたしましても、制度それ自身と  
しては世代間の扶養といふことで成り立つておる  
ということをございます。のみならず、基礎年金  
につきましては、今度の新制度では三分の一の國  
庫負担がつけられておるということでございま  
す。

**○正森委員** そうすると、三%の実質金利であればこういう結果になるということは認めた上で御答弁ですね。三%の実質金利になるかどうかわからぬ、過去の例では一%ぐらいであるといふことと、それから世代間の負担だから、個人としてはまさに正森委員の言うとおりだけれども、全体のために辛抱しる、こういうことですな。今の答弁をちゃんと正当に日本語として聞けばそういうことになる。

**○古賀政府委員** 先生のお示しになりました数字は、物価上昇率がゼロで実質利回りが三%という場合には、これは当てはまるかと思います。

**○正森委員** あなた世間を惑わすようなことばか

り言つてゐるね。物価上昇率がゼロで実質金利が三%なんて言えば、世間の人は物価上昇率がゼロなんということはないから、正森委員はいかにも無理なことを言つておるな、こうなるけれども、物価上昇率が仮に三%で、そして金利が六%であれば実質金利は三%、こうなるわけでしょう。同じことでしょう。今うなぎましにたけれども、それは今の経済状態として大いにあり得ることじゃないですか。

大蔵省に伺いますが、今財投の運用金利は七・一%ですけれども、これは去年は実質金利にしたら幾らになるのですか。——物価上昇率がゼロなんておかしなことを言うから、そこで聞かざるを得ない。

○古賀政府委員 専門家の数理課長に答弁をさせたいと思います。

○坪野説明員 ただいまの御質問の件でございましけれども、この資料は今見て御説明を受けたわけでございます。この計算によりますと実質金利

三%というようになつておりますけれども、この計算の仮定といいますのは、先ほど古賀審議官から御答弁ありましたように金利が3%、物価がゼロという場合につきましてはこの計算のとおりになることは私も同感でございます。

○正森委員 だから、それは金利が六%で物価上昇が三%でもほぼ同じことでしょう。

○坪野説明員 ここに計算されております例えは物価が三%で金利が六%という時は実質金利三%であることは間違いございませんけれども、この計算ではこのような額にはなりません。あくまでここに計算されているのは金利が三%、物価がゼロという、そういう場合の実質金利の三%で計算されているということです。

○正森委員 財投が七・一%ということはわかっているのです。その場合に、去年のというように特定して実質金利何%かという非常に単純なことなんですねけれども、大蔵省それのお答えがないようですね。きょうは質問の頭を出だだけで、厚生省の答弁も非常に何か含みのある、わけのわからぬ

どのくらい国庫負担が削減になるのか、大蔵大臣にお答え願いますと申しましたが、残念ながら大蔵大臣はお答えになりませんでした。私はこの法案の審議の前提として極めて重要なことだと思いますので、きょうは委員会の質問でございますから、なぜひお答え願いたいと思います。厚生年金と国民年金で厚生省に提出してござります。

○正森委員 厚生年金と国民年金につきまして  
も、衆議院段階では似たようなことをおつしやつ  
てお答えにならなかつたわけですね。参議院段階  
で非常に強く要求され、当然のことながら数字  
が出てきたわけであります。やはり、審議をする  
ときには、第一院である衆議院での審議の中でそ  
ういう結論を出すのがフェアであつて、厚生年金、  
国民年金で計算できたものが、共済年金について  
は、数年先は出せるけれども二千年前、三十年  
先、五十年先は出せないなんということは、国会  
審議に対する軽視である。大体、三十年先、五十  
年先、二十一世紀を見込んで、これではやれない  
からといって改正するのでしよう。それなのに、  
そのときにはどういう姿になるんだと言えば、そ  
れは計算中であるというようなことでは、まじめ  
旨に沿うようにいたしたいと思います。

うのです。

ちょうどいい切りがございましたから、質問を留保して、これで私の本日の質問は終わります。

○塩島委員 塩島大君。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案外三案につきまして、その概要を本会議におきまして大蔵大臣にお尋ねしたわけであります。本日はさらに具体的にお伺いしたいと思います。

そこでまず初めに、共済年金の現状及び将来の見通しにつきまして、幾つかの点をお伺いしたいと思います。

第一は、組合員と退職年金受給者の割合、いわゆる共済年金制度の成熟度の現在と将来、昭和九十年程度までの状況は、国共済の場合についてどうなっているか。

第二は、年金額につきまして、新規退職者の最近の平均退職年金額は国共済の場合どうなっているか。また、この年金額が保険料を負担する現役組合員の月収に対する比率、いわゆる給付水準はどうなっているか。

第三は、国共済につきまして、年金財政の将来見通はどうなっているか。また、現在の保険料率及び将来の保険料率がどうなるか。以上の諸点につきましてお伺いしたいと思います。

○門田政府委員 お答えいたします。

国共済のいわゆる成熟度、組合員数に対しますところの年金受給者の割合でございますが、五十八年度決算で三二・一%でございますが、漸次比率が上がってまいりまして六十年度三四・八%、七十年度四九%、八十年度五三・八%、九十年度五二・四%、こういう数値が見込まれております。

年金額でございますが、五十八年度末現在における平均退職年金額、月額約十五万九千円でござります。新規裁定者の年金額は、三十五年勤続が平均になっておりますが、五十八年度退職者で月

額十九万二千円とふえてまいっております。

それから、現役組合員の月収に対しても年金額がどうい

う比率になるかということでおきますが、五十五年度末における現役組合員の平均月収は約二十八万円でございます。これに対しまして十九万二千円の年金額でございますから、六九%という比率になつております。それから、今後加入期間が徐々に伸長して、今の三十五年が四十年ぐらいになるとあらうということでございますが、その場合には、現行制度のままでまいりますと二十二一万六千円という年金額になります。八一%という比率になります。このままではバランスが崩れるということです。

国共済の年金財政の将来見通しでございます

が、これは昨年十月の財政再計算のときに推計いたしましたが、昭和七十六年ごろ単年度收支赤字になる、昭和八十六年ごろ積立金も食いつぶしてしまって、その年の給付をその年の拠出で賄わなければいけぬ、賦課方式になつてしまつて、こういうことでございます。

それから保険料率でございますが、現在の掛金、組合員の掛金率は今は対本俸でやつておりますので七・一二%ということになつております

が、これは月収に対する割合に直しますと約五

七%でございます。ただし、これは国鉄に対する拠出を含めておりませんので、このための掛金負担を含めますと本俸に対する割合で六・一%とい

うことで、ことしの十月に引き上げまして六・一%と

対しては六・一%ということになります。これに

対しまして厚生年金男子の場合は、現在が五・三

%で、ことしの十月に引き上げまして六・一%と

なります。厚生年金も、今まででありますとそ

ういう感じになるということがあつたわけでございまして、それでは成り立たないということです。

そこでまず初めに、共済年金の現状及び将来の見通しにつきまして、幾つかの点をお伺いしたい

と思います。

○塩島委員 五十七年七月に出されました共済年金基本問題研究会の意見によりますと、保険料の負担の限界は千分の二百ないし三百五十とされております。ただいまお伺いしました将来の見通しによれば、この領域をはるかに超えており、制度の安定的な運営は困難なものにならざるを得ないと言つてお伺いいたします。

将来の給付水準は、現役組合員の月収の八〇%

を超えることがあります。現役組合員は、

夫婦一人の受給者世帯に比した場合、均衡を失していると思われます。

このように考えてまいりますと、老齢世代の受け取る年金は、現在の制度のままでいきますと、現役世代の生活水準や負担とのバランスを損なうほど高いものになると考えられます。共済年金制度を長期的に健全で安定したものとしていくためには、給付水準の適正化を図ることが必要不可欠と考えられます。共済年金制度の改革に当たつては、負担と給付の水準について将来を十分に展望し、適正な給付水準とすべく努力すべきであると考えますが、この点についての御見解を賜りたいと思います。

さらにも、長期的に安定した制度運営を行うために、公平性のもう一つの側面、すなわち世代間の不公平を図る必要があります。そのためには制度間の不均衡や過剰給付、重複給付の調整を行つていく必要があると考えますが、あわせてお考えをお伺いしたいと思います。

○門田政府委員 ただいま先生からお話をございましたとおりだと思います。高齢化のビッヂが非常に急でございますので、私どももやはり今から備えていかないといけないというふうに考えておるわけでございます。

それから、世代内の公平のために制度間の不

衡、過剰給付、重複給付の調整を行う必要があるのではないかという御指摘があつたわけでござりますが、まさにそういうことも考えてお

共通の基礎年金制度というものを導入いたしました。そうしてその上の報酬比例部分も調整を図つて、こうしてお伺いしたいと思います。

○塩島委員 次に、今回の共済年金の改正案の概要についてお伺いしたいと思います。

厚生年金、国民年金等の民間の年金制度につい

ては、昨年二月の閣議決定に沿つて、既に国民年金の適用を厚生年金の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度に改正し、厚生年金は基礎年金の上乗せとしての報酬比例の年金を支給する制度に改正されています。

また、これらの年金制度におきます給付と負担の長期間的均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図り、婦人の年金権の確立、障害年金の充実等が図られたところであります。

共済年金につきましても、同じ閣議決定の中長期間的均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図り、婦人の年金権の確立、障害年金の充実等が図られたところであります。

共済年金につきましても、同じ閣議決定の中長期間的均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図り、婦人の年金権の確立、障害年金の充実等が図られたところであります。

厚生年金、国民年金等の民間の年金制度につい

ては、昨年二月の閣議決定に沿つて、既に国民年

金の適用を厚生年金の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度に改正し、厚生年金は基礎年金の上乗せとしての報酬比

例の年金を支給する制度に改正されています。

また、これらの年金制度におきます給付と負担の

長期間的均衡を確保するため、将来の給付水準の

適正化を図り、婦人の年金権の確立、障害年金の充実等が図られたところであります。

また、これらの年金制度におきます給付と負担の

長期間的均衡を確保するため、将来の給付水準の

適正化を図り、婦人の年金権の確立、障害年金の充実等が図られたところであります。

共済年金につきましても、同じ閣議決定の中

長期間的均衡を確保するため、将来の給付水準の

適正化を図り、婦人の年金権の確立、障害年金の充実等が図られたところであります。

共済組合の組合員等に対しても、全国民共通の基礎年金制度を適用しますとともに、共済年金を基礎年金に上乗せするところの報酬比例年金としてこれを設計し、その内容は、大体厚年相当部分に職域年金相当部分を加えたもの、こういうのが概要ということになるかと思うわけであります。

組合員の月収に対する年金額の比率が三十五年勤続で約六九%，こう申し上げましたが、今回の正案によれば、四十年勤続で十九万四千円とことで、四十年勤続で約六九%でほぼ同水準、いうう給付水準になるわけでございます。

年勤  
の改  
いう  
こ  
し  
いうことで、共済年金の遺族年金を定額の遺族基礎年金と報酬比例の遺族共済年金、こういう二つに構成することになります。それから、遺族共済年金の支給率、現在の二分の一から四分の三といふふうになります。

それから、中高齢の対応として、良能

が、今回の改正によりまして給付の一元化が図られるわけでありますので、今後、負担面についてはどうするのか、お考えをお伺いしたいと思います。

いずれにせよ、高齢化社会は確かに急速に参りましたし、仮に一・七人ずつこれから二人で子供を産みますと、この間ある統計で、八百年すると日本人が全部なくなる、こういうことのようになります。その八百年先まで展望したわけじゃございませんけれども、二十一世紀、そしてその後を展望して負担と給付というものを考えていて、そこに從来からの生い立ちに基づく公務員制度の側面を加味するというと、現状において妥当なものとして御審議をお願いしておるということにならうかと思います。

た。これは公務員グループの中での年金額の多  
い、少ないという問題でございますが、今回の改  
正は、一階部分が基礎年金、二階部分が厚生年金  
並み、それから三階の職域年金も、所得の違いによ  
つて比率が違うというようなことはございません  
んで、ある一定の比率、こういうことでやってお  
りますから、いわばこの改正は上薄下厚の改正と  
いうことでございまして、そういった官官格差と  
いうものは大いに是正されるということでござい  
ます。

それから、給付水準をモデルで下すよ  
うこと、

共済年金の四分の三に相当する基本的な年金額に、六十五歳に達するまでの間、月額三万七千五百円という加算を行います。

それから短期組合員、いわゆる加入期間の短い組合員でございますが、短期組合員につきましても、いわゆる組合員期間みなしことで、期間が短くてもある年数を与えまして、それで計算していくということで、現在は原則十年、公務上は二十年と、こうなっていますが、今度は公務上、公務外にかかるはず二十五年ということです。

有利な計算となることはございません。

○門田政府委員 御指摘のように、今度の改正案が成立いたしますれば、公的年金制度間における給付水準の調整というのはほぼ完了するのではないかというふうに考えます。したがいまして、今後は、負担面における制度間の調整ということを進めまいりまして、公的年金の一元化を図つていく必要がある、こういうふうに考えておりますが、す。

また、特に国共済の事情といたしましては、国鉄共済に対しても財政調整を実施しておりますが、

○塙島委員 先ほど、現行制度における給付水準がどうなっているかをお伺いしたわけでございま  
すが、改正案ではこれらがどうなるのか、改正に  
よつて年金受給者の生活レベルが落ちることには  
ならないのかどうか。また、現行制度におきま  
す

うお話をございましたが、これもいろいろなケースがございます。ごく簡単に二つの場合を申し上げますと、退職時本俸二十五万円、加入期間四十年の者について見ますと、年金額は現行法では十七万五千円ですが、改正案では十八万六千円、逆

それから、今回の改正案で将来の保険料負担はどうなるかということとございますが、保険料率はその増大を極力抑えていこうということでございまして、昭和九十年度に保険料率で一・九%強という数字が予測されておるわけでございます。現

○塙島委員 これが昭和六十五年度以降非常にきついといふとでございまして、その後は、公的年金全体でこれを調整を図っていく必要があるであるう、こういうふうに考えております。

いわゆる官官格差が指摘されているわけでござりますが、今回の改正でこの点どのようになつたのか。また、年金を世帯全体として見れば、基礎年金すなはち定額部分のウエートが高まりまして、

行のままいきますと四倍ぐらいかかるといふのを三倍程度に抑制しよう、こういうことでいいかも

してお伺いしたいと思います。  
国鉄共済年金は、既に財政的に破綻し、昭和六十年度から今は国共済グループによる財政調整が行なわれています。

さらには全期間の平均標準報酬を算定基礎とする  
ということで、人によつては改正前後で給付水準  
がそんなに変わらない者もいると考えられるので  
ありますが、その点どういうことになるのか、お  
伺いしたい。

間三十年少し短い方と、現在では二十四万八千円という金額になりますが、改正案では、改正直後で二十万三千円、完成時で十七万五千円、約二割から三割の減になります。こうしたことございまして、今回の改正は、一般的に俸給の低い人、そして加入期間の

○塙島委員 改正案では、共済年金制度についても、基礎年金を導入しまして、共済年金は、その上乗せの報酬比例年金に組みかえられ、その算定方式も、加入全期間の平均標準報酬を算定基礎とするなど、ほとんど厚生年金と同じになっております。閣議決定では、「昭和七十年を日途に公的年

また、遺族年金につきまして、今回どのような改正が行われたか、改正前後で給付水準がどうなったかもお伺いしたいと思ひます。さらにまた、今回の改正案によりまして、将来の保険料負担がどうなるのか等についてお伺いしたいと思います。

長い人、こういう人が水準の落ち込みが少ない。逆の方には、逆に厳しい。先ほど上薄下厚と申し上げましたが、そういう傾向が出てございます。それから、遺族年金についてお尋ねがございました。どういうふうに変わらのかということをごいますぐ、これもいろいろ内容複雑でございますが、

○門田政府委員 今回の改正によつて給付水準が

す。

て、その費用負担に差が出てくることが考えられ

も必要である。」と述べておりますし、国共審の答

申においても、「国家公務員・電電・専売の三井  
済による国鉄共済年金に対する財政調整事業は、  
拠出側組合員の負担増等から判断すれば、今回の  
計画が限度であり、速やかに年金制度の一元化を  
展望しつつ公的年金全般による調整方策を確立す  
べきである。」と書かれているわけですが、  
昭和六十五年度以降の国鉄共済年金の状況はどう  
なのか、また、それに對してどう対応していくの  
か、国鉄及び国鉄問題に精通していらっしゃい  
ます大蔵大臣にお考えをお伺いしたいと思います。  
○小玉説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおり、六十四年度まで財政調整というようなことで何らか当面しのいでいる感じでござりますが、六十五年度以降はいかんともしがたいという事情でございましょう。六十四年度までですと、年平均約九百数十億の收支が合わないということをございますが、十五年度以降は、年平均三千億を超えるというようになります。

○竹下国務大臣 いささか感想を含めて申し述べます。ならば、私はとにかく五年間はいわゆる国生産で国鉄を抱えようやといふことが合意に達しましたのは、国共審等の懇談会等に出ておりま

と、まさに労働者連帯、そういう連帯意識というものがそのようなことを許容したというふうに考えられました。しかしながら、さはさりながら、それから先ということになるとそれは大変でござりますので、当然の帰結、どうなりますか、これからそれこそ分割・民営、それから要員がどうなるのか、それからベア率がどうなるのかといふういうことで、具体的な見通しを必ずしも立てるわけにはまいりませんけれども、総合的に申しますと、公的年金全体を通じてこれは対応していくべきやらぬ課題だ、また、それはしなければならないことではないかというふうに思つております。

○壇島委員　これに関連しまして、昨年二月の閣議決定の中にある、昭和七十年度を日途に公的年金制度の一元化を完了させるということにつきまして、一元化の目的は何か、また、今後どのようにこの七十年に向けて公的年金の一元化を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

今回の共済年金の改正は、給付と負担の均衡という観点から見直しを行い、制度を長期的に健全かつ安定したものとするためにはぜひとも必要であるというように考へてお伺いしますが、この改正は閣議決定にある公的年金一元化の過程でどのような位置づけとなるのか、お伺いしたいと思います。これは厚生省、大蔵省にお伺いしたいと思います。

○山口説明員　先生ただいま御指摘がござりますよう、我が国の年金制度が分立をしておりますことに伴いまして制度間に格差がある、あるいは国鉄の問題に象徴されますように制度の基盤が非常に不安定になる制度が出てくる、あるいは重複給付というようなものが問題点として指摘されてゐるわけですから、これを解決をしていくためには、今の分立をしている年金制度をやはり何らかの形で大きな保険集團にするということも含めて、公平な制度にしていく必要があるだろうといふことが、私ども今回ねらいにいたしました一番大きなところでございます。そのために、国民共通の基礎年金という考え方を導入いたしまして、基礎年金という共通の給付をつくることによって、基礎年金といふ共通の給付をつくることによって保険集團も大きくしていく、また共通のルールで併給等の調整をしていくということで、より安定した公平な年金制度が将来に向かって確立できるのではないかというのが、今回の改正の非常につきましては、御指摘がありましたように、政府府といたしましても閣議決定をいたしておりました辺にあるかと思ひます。

今後どうこの一元化を進めていくかということにつきましては、御指摘がありましたように、政

て、まず厚生年金、国民年金にそういう改正をいたしまして、この趣旨に沿つた共済年金の改正をしております。そういう観点からも、ぜひ今回の共済年金の改正というものを早期に成立をさせていただきたいと思っておりますが、その後につきましては、今回の改正で相当一元化に向かって前進が図られると思いますので、その成果を踏まえましてさらに調整を進め、先ほども負担面の調整が必要ではないかという御指摘もございましたが、そういう問題も含めまして調整を進めまして、政府といたしましては何とか昭和七十年度には一応公的年金制度全体が安定したものになる、全体としても整合性のとれた姿になる、そういう年金制度の確立を目指したいということで努力をしている最中でございます。

○**熊谷委員長代理退席、委員長着席**

○**門田政府委員** 私どもも基本的に全く同じでございます。大変困難もありますけれども、七十年代一元化に向かって努力をしてまいりたい、かように思っております。

○**塙島委員** 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○越智委員長 金融に関する件について調査を進めます。この際、堀之内久男君外四名より、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民党会議、民社党・国民党連合及び日本共産党・革新共同五派共同提案による、金融機関の週休二日制に関する件について本委員会の決議を行います。提出者より趣旨の説明を求めます。堀之内久男君。

○堀之内委員 ただいま議題となりました金融機関の週休二日制に関する件についての決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を御説

明申し上げます。

金融機関の週休二日制につきましては、昭和五十八年八月以来、郵便局を含めました全金融機関が一齊に第二土曜日の閉店による週休二日制を実施しております。現在までのところおおむね順調に定着しているものと考えられます。

さらに、本年一月から郵政省は三連休時の機械稼働を実施いたしております。また、民間金融機関の一部では、週休二日制を月一回に拡大しようと機運も出てきているところであります。すなわち、全国銀行協会連合会は、毎土曜休業日の機械稼働と週休二日制の拡大について、月一回週休二日制の実施後三年目に当たる六十一年八月ごろを目指し、あわせて実施する方針であると聞いております。その具体的時期と方法については、機械稼働が試行的に行われる本年九月ごろまでに、関係各方面との協議、調整を行って結論を得たいとのことも決めているということであります。

このような情勢を踏まえ、去る五月三十日、当委員会の金融機関の週休二日制に関する小委員会を開会し、関係各省から金融機関の週休二日制実施の現状及びその拡大についての問題の所在、労働時間の短縮についての必要性と政府の考え方等について説明を聴取し、調査を行ったところであります。

金融機関が週休二日制を拡大することは、我が国全体の週休二日制を普及、促進する上で寄与する面が極めて大きいものがあります。そのためには、まずもつて中小企業、消費者等金融機関利用者の理解を得るとともに、預貯金業務を行う全金融機関の週休二日制が円滑に実施されること等が必要と考えるものであります。

よつて、当委員会いたしまして、金融機関の週休二日制に関し、政府に対し、業界における調整等を積極的に支援するよう要請する必要があると考え、この決議案を出した次第であります。以下、案文の朗読により、内容の説明にかえさ

せていただきます。

金融機関の週休二日制に関する件(案)

労働時間の短縮は、世界の趨勢であるばかりでなく、貿易摩擦の軽減にも資するものであり、現在、実施の気運が出てきている金融機関の週休二日制の当面一日の増加について、円滑かつ速やかに実施できるよう、政府は最善の努力を行なうべきである。

右決議する。

以上であります。  
何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○越智委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

お詫びいたします。

本動議のごとく、金融機関の週休二日制に関する件を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本件を委員会の決議とするに決しました。

本決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下大蔵大臣 ただいまの御決議につきましては、政府といしましてもその趣旨に沿つて努力してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

した。

○越智委員長 お詫びいたします。

本決議に関する議長に対する報告及び関係当局への参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

さよう決しました。

次回は、来る二十一日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

る法律

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の一部を次のよう改定する。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する

第一条第一項第五号を次のよう改める。  
(年金額の改定)  
第一項第一項第五号の「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「別表第三の上欄に掲げる額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応するため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。」

第二条第一項第三号を次のよう改める。

第一項第一項第五号の「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「別表第三の上欄に掲げる額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応するため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。」

第三条第四項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時(失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあっては、行方不明となつた当時)第三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたものをいう。

第四項は、前項に定めるもののほか、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する拠出金(以下「老人保健拠出金」という)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第八十一条の二第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という)及び国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という)の納付にかかる業務を行なう。

第五項は、前項に定めるもののほか、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する拠出金(以下「老人保健拠出金」という)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第八十一条の二第一項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という)の納付にかかる業務を行なう。

第六項は、前項に定めるもののほか、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する拠出金(以下「老人保健拠出金」という)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第八十一条の二第一項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という)の納付にかかる業務を行なう。

第七項は、前項に定めるもののほか、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する拠出金(以下「老人保健拠出金」という)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第八十一条の二第一項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という)の納付にかかる業務を行なう。

第二条第一項第五号を削り、「適用

上」を「適用上」に改め、「認定」の下に「及び同号ニの次に次のように加える。

ホ 基礎年金拠出金の納付

第二十四条第一項第五号中「評議員会」を「運営審議会」に改め、同項第七号中「長期給付」の下に「(基礎年金拠出金を含む。)」を加え、「俸給」を「標準報酬の月額」に改める。

第二十九条第三項中「評議員会の議を経て」を削る。

第三十五条の見出しを「(運営審議会)」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

連合会の業務の適正な運営に資するため、連合会に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員二十二人以内で組織する。

3 委員は、理事長が組合員のうちから任命する。

第三十五条第五項中「評議員会」を「運営審議会」に、「意見を述べる」を「建議する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「評議員会」を「運営審議会」に改め、同項第五号を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 理事長は、前項の規定により委員を任命する場合には、組合及び連合会の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者の中から任命しなければならない。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

第三十五条に次の二項を加える。

7 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三十五条の二の見出し中「責任準備金」を「長期給付に充てるべき積立金」に改め、同条第一項中「長期給付」の下に「(基礎年金拠出金を含む。)」を加え、「(以下「責任準備金」という。)」を削り、同条第二項中「責任準備金」を「前項の規定により積み立てた積立金」に改め、「厚生年金

保険法」の下に「昭和十九年法律第百五号」を、「積立金」の下に「(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。)」を加える。

第三十八条第一項中「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「もとの」を「元の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にして組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行つものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

第四十一条第一項中「その権利を有する者の下に「(以下「受給権者」という。)」を加え、「第一百条第二項」を削り、同条第二項中「(以下同じ。)により」を「(以下同じ。)」又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により」に、「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を「同法」と改め、「の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第四十二条を次のように改める。

(標準報酬)

	標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額額
第一級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満	
第二級	七一、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第三級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第四級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第五級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第六級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第七級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第八級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第九級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第一〇級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第一一級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第一二級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第一三級	一四八、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円以上	一五二、〇〇〇円未満
第一四級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一五級	一六〇、〇〇〇円	一五六、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一六級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一七級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一八級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一九級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二三〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第二一級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二二級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二三級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二四級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二五級	三一〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二六級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満



を「標準報酬の日額の百分の六十五」に改め、同

第一条項中「俸給日額の百分の六十」を「標準報酬の日額の百分の五十」に改め、同条第五項中「障害年金」を「障害共済年金」に、「受けたこととなつたとき以後は」を「受けたこと」ときは、「額を基準として」を「額(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは)に、「額を基準として」を「額(当該障害共

济年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは)に、「額を基準として」を「額(当該障害基礎年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)を基準として」に、「受けたこととなつたとき以後においても傷病手当金の支給を受ける」を「受けたことができるときは)に改め。

第六十七条第一項中「俸給日額の百分の八十」を「標準報酬の日額の百分の六十五」に改める。

第六十八条第一項「俸給日額の百分の六十」を「標準報酬の日額の百分の五十」に改める。

第六十九条(見出しを含む)中「俸給」を「報酬」に改める。

第七十条中「俸給の一月分」を「標準報酬の月額」に改める。

第七十一条中「別表第一」を「別表」に、「俸給」を「標準報酬の月額」に改める。

第七十二条第一項各号を次のように改める。

一 退職共済年金  
二 障害共済年金

三 障害一時金  
四 遺族共済年金

第七十二条の次に次の二条を加える。

(年金額の自動改定)  
第七十二条の二 この法律による年金である給付については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下この項において「物価指数」という。)が昭和六十年(この項の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数の百分の五百を超えて、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比

率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第七十三条第四項中「三月、六月、九月及び十二月」を「二月、五月、八月及び十一月」に改める。

第七十四条を次のように改める。

(併給の調整)

第七十四条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、當該年金である給付は、その支給を停止す

る。

一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く)、厚生年金保険法による年金である保険給付(老齢を除く)を受けることができるとき。

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付を除く)を受けることができるとき。

三 退職共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(老齢を除く)を受けることができるとき。

四 退職共済年金  
五 障害共済年金

第六十九条(見出しを含む)中「俸給」を「報酬」に改める。

第七十条中「俸給の一月分」を「標準報酬の月額」に改める。

第七十二条第一項各号を次のように改める。

一 退職共済年金  
二 障害共済年金

三 障害一時金  
四 遺族共済年金

第七十二条の次に次の二条を加える。

(年金額の自動改定)  
第七十二条の二 この法律による年金である給付については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下この項において「物価指数」という。)が昭和六十年(この項の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数の百分の五百を超えて、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比

うち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。又は国民年金法による年金である給付のとされたこの法律による年金である給付(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る)及び当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く)を受けることができるとき。

前項の規定により、他の法律に基づく共済組合(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第三条第一項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という))を除く)が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付(以下「退職共済年金の職域加算額」という。)に該当してこの法律による年金である給付を受けることができるとがで停止されるときは、退職共済年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く)に該当してこの法律による年金である給付を受けることができるとがで停止されるときは、退職共済年金の額のうち第八十二条第一項第二号に掲げる金額(同条第一項又は第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により算定する金額(当該障害共済年金の額が第八十二条第三項の規定により算定されたものとされた場合における金額)を含む。以下「障害共済年金の職域加算額」という。)に相当する金額又は遺族共済年金のうち第八十九条第一項第一号(若しくは第二号)に掲げる金額(同条第二項の規定により算定する金額(当該遺族共済年金の額が同条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額)を含む。以下「遺族共済年金の職域加算額」という。)に相当する

支給の停止の解除を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、当該申請に定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係るこの法律による年金である給付、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付について、前項若しくは次項の規定又は他の法律の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付のとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その

支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に

定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係るこの法律による年金である給付について、前項若しくは次項の規定又は他の法律の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請(前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む)は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第七十四条の次に次の二条を加える。

(死亡の推定)  
第七十四条の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であった者の生死が三月間わからぬ場合においては、その上昇し、又は低下した比

又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

第四章第三節第二款から第四款までを次のように改める。

### 第一款 退職共済年金

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号

(退職共済年金の受給権者)

第一組合員期間等(組合員期間、組合員期間

のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付期間、同条第三項に規定する

保険料免除期間及び同法附則第七条第一項

に規定する合算対象期間を合算した期間を

いう。以下同じ)が二十五年以上である者

が、退職した後に組合員となることなくし

て六十五歳に達したとき、又は六十五歳に

達した日以後に退職したとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六

十五歳に達した日以後に退職した者が、組

合員となることなくして組合員期間等が二

十五年以上である者となつたとき。

三 前項に定めるものほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員(一年以上の組合

員期間を有する者に限る)が六十五歳に達し

た日以後において、その者の第四十二条第一項に規定する標準報酬の等級(以下「標準報酬の等級」という)が政令で定める等級以下の等級に該当するとき、又は六十五歳以上の組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る)であつて、その者の標準報酬の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものの組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

(退職共済年金の額)

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ)の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た額とする。

2 一年以上の引き続組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 組合員期間が二十五年以上である者 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十五年末満である者 平均標準報酬月額の千分の〇・七五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

3 退職共済年金の受給権者に該当する組合員のうち一人までについては、一人につき六万円(そのうち一人までについては、それぞれ十八万円)とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时胎児であった子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当时その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することとの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

第七十九条 退職共済年金の受給権者が組合員である時は、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、その者の標準報酬の等級が第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間について、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職共済年金の額のうち、その額(退職共済年金の職域加算額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く)の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止

して、当該退職共済年金の額を改定する。

二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三 配偶者が、離婚をしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子(障害等級の一級又は二級に該当する障害等級にある子を除く)が、十八歳に達したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

10 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者について十八万円とし、同項に規定する子については一人につき六万円(そのうち一人までについては、それぞれ十八万円)とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时胎児であった子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当时その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することとの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

第七十九条 退職共済年金の受給権者が組合員である時は、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、その者の標準報酬の等級が第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間について、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職共済年金の額のうち、その額(退職共済年金の職域加算額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く)の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止

3 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるとき、又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

4 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けたことができるときは、その間、前条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることができるときは、その間、前条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算される障害基礎年金その他の年金の支給を停止する。

5 他の共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（地方の組合の組合員を除く。）又は国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）若しくは地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者（以下この項において「他の共済組合の組合員等」という。）となつた場合において、当該受給権者の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が政令で定める金額を超えると

きは、当該他の共済組合の組合員等である間に、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき退職共済年金については、その額のうち、その額（退職共済年金の職域加算額及び第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に規定する政令で定める金額は、国家公務員の標準的な給与の年額から國家公務員であつた者が受ける標準的な年金の額を控除した金額を勘案して定めるものとし、同項に規定する政令で定める率は、同項に規定する所得金額の増加に応じて、当該所得金額が同項に規定する政令で定める金額を超えて当該標準的な給与の年額に対応する額以下である場合には百分の一から百分の五十までの間を通増するよう、当該標準的な給与の年額に対応する額を超える場合には百分の五十から百分の九十までの間を通増するようとすることを基準として定めるものとする。

3 第一項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第二項に規定する給与所得の金額（退職共済年金及び国民年金法による老齢基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金額を除く。）から所得税法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

4 前項に定めるもののが、第一項に規定する給付に関する規定の適用を受けるもの（地方の組合の組合員を除く。）の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が政令で定める金額を超えると

第八十一条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定期」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に障害共済年金を支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

3 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、障害認定期において前項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定期後六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかるわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

5 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定期日以後六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、初めて、基準傷病による障害（以下この項において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたと

き（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

6 前項の障害共済年金の支給は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

（障害共済年金の額）

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一号に掲げる金額が四十五万円より少ないと、四十万円を同号に掲げる金額とする。

1 平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月末満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分百二十五に相当する金額）

2 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月末満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分百二十五に相当する金額）

3 前条第一項若しくは第三項の場合において得た金額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分百二十五に相当する金額）

4 前条第一項若しくは第三項の場合において得た金額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分百二十五に相当する金額）

5 前条第一項若しくは第三項の場合において得た金額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分百二十五に相当する金額）

第六十条の二 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

（第三款 障害共済年金及び障害一時金）

（障害共済年金の受給権者）

というの額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十（障害の程度が障害等級の一級に該当する者については、百分の三十）に相当する金額（組合員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬月額の千分の一・五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者については、千分の一・八七五）に相当する金額を加えた金額）とする。

二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金の額が、その受給権者の公務等による障害共済年金（第八十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金の額が、その受給権者の公務等による障害による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないとときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

#### 一 障害等級一級 三百四十万円

#### 二 障害等級二級 二百十萬円

#### 三 障害等級三級 百九十万円

#### 四 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（前条第五項の規定による障害共済年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第八十五条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれの障害に係る障害認定日（同項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

第八十三条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した當時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があ

るときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する加給年金額は、十八万円とする。

4 第七十八条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。

（障害の程度が変わった場合の障害共済年金の額の改定） 第八十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

2 前項の規定は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第八十五条 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に対する更に障害共済年金を支給されない者除外）の受給権者に対し、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

（二以上の障害がある場合の取扱い） 第八十五条 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に対する更に障害共済年金を支給されない者除外）の受給権者に對して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合は、従前の障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

5 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第一項及び第二項の規定にかかるとおり前後の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

6 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にか

が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額の算定については、第八十二条第一項第二号に掲げる金額は、同号及び同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について算定されるべき第八十二条第二項の金額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらないものとのみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定した第八十二条第一項第二号に掲げる金額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額

3 前項の規定は、同項の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に對して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

4 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

5 第一項の規定による障害共済年金の額が前

項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第一項及び第二項の規定にかかるとおり前後の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

6 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けることができるとあるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、障害共済年金の額のうち、その額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び第八十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

7 公務等による障害共済年金（障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）をして更に公務等によらない障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対する更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由

かわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十六条 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態のある場合に限る。）の受給権者（当該障害共済年金に給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つたときは（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であると/orを除く。）、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

2 前項の規定は、障害共済年金（障害等級の二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該障害共済年金に給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）に適用しない。

3 前項の規定は、同項の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に對して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合は、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

4 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

5 第一項の規定による障害共済年金の額が前

項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第一項及び第二項の規定にかかるとおり前後の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

6 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けることができるとあるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、障害共済年金の額のうち、その額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び第八十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。



四 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する。

## 金額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額。

イ 平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める金額の四分の三に相当する金額。

(1) 組合員期間が二十五年以上ある者 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額。

(2) 組合員期間が二十五年未満である者 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額。

2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額の算定については、前項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、平均標準報酬月額の千分の三・三七五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額とする。

3 公務等による遺族共済年金の額が八十五万円より少ないとときは、八十五万円を当該遺族共済年金の額とする。

第九十条 遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満

の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかるわらず、同条の規定により算定した金額に四十五万円を加算した金額とする。

（遺族共済年金の支給の停止）

第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまで、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りではない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りではない。

3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書きの規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係

が離縁によつて終了したとき。

（届出をしていないが、事実上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係

が離縁によつて終了したとき。

（届出をしていないが、事実上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

五 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

第七十九条 第一項中「行わず、また、当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。

2 第九十三条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときには、その間、同条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

3 第九十三条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときには、その間、第九十条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

（遺族共済年金の失権）

第九十三条の一 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳未満の子又は孫を除く。）について、その事情がなくなりたとき。

（遺族共済年金と遺族補償年金との調整）

第九十三条の三 公務等による遺族共済年金については、国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬月額の千分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところに相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十七条第二項の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところに相当する金額）の支給を停止する。

2 第九十三条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときには、その間、第九十条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

3 第九十三条の二 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係

が離縁によつて終了したとき。

（届出をしていないが、事実上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

五 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

第七十九条第一項中「場合又は」を「とき又は」に、「場合には」を「に」、「長期給付」

を「退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額」に、「一部

は、「行わない」を「一部を支給しない」に改め、同条第一項中「遺族給付を受ける権利」を有する者」を「遺族共済年金の受給権者」に改め、「ときは」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「遺族給付の」を「遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の」に、「行わない」を「支給しない」に改め、同条第三項中「年金である給付（通算退職年金を除く。）」を「退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額」に改める。

道の負担に係るもの(を除く)を含む。次項第三項第一項第一号において「三号に掲げるものを除く。同項第一号において同じ」に、「長期給付に係る次項」を「同号」に改め、同条第二項第一号中「(老人保健法の規定による)拠出金及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定による拠出金の納付に要する費用を含む」を削り、同項第二号中「(次号に掲げるもの及び次項の規定による)国又は日本国有鉄道の負担に係るもの(を除く)」を削り、同項第三号中「公務による障害年金又は第八十八条第一号若しくは第四号の規定による遺族年金」を「公務等による障害共済年金(第八十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む)」又は「公務等による遺族共済年金」に改め、同条第三項中「長期

給付に要する費用（前項第三号に掲げるものを除く）のうちを「基礎年金拠出金の納付」に要する費用のうち、「支払われる長期給付（同号に規定する年金を除く）」の額の百分の十を「納付される基礎年金拠出金の額の三分の一

払い込まれた掛け金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合（前項規定により当該掛け金が連合会に払い込まれてゐる場合には、連合会）は、大蔵省令で定るところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛け金を組合員に還付するものとする。

第一百二条第四項中「第九十九条に規定する」期給付及びその事務に要する費用並びに福祉業に要する費用を「第九十九条第二項第一号ら第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に改める。

項の規定による確認その他の組合員期間の認を組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に認め、「国家公務員等共済組合審査会」の下に「下「審査会」という。」を加え、同条第二項中「は確認を」、確認又は診査に改める。第百四条第一項中「国家公務員等共済組合審査会(以下「審査会」という。)」を「審査会」に改る。

第百十三条の次に次の二条を  
（組合員期間以外の期間の確認

### 第一百十三条の一 退職共済年金

金を支給すべき場合には、組合員期間等の  
うち償還期間以外の期間についでは、社会

セ組合員期間以外の期間が他  
院長官（当該組合員期間以外の期間が他

法律に基づく共済組合の組合員であつた期であるときは、当該共済組合の確認を受

たところだよ。

2 前項の規定による確認に関する処分に不  
ある者は、国民年金法又は当該共済組合

かかる年金の額を定める法律の定めるところにより、国民年金

又は当該共済組合に係る法律に定める審査  
関に付して審査請求をすることができる。

### 3 第一項の場合において、組合員期間以外

期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済

金又は退職共済年金に関する処理についての不服の理由とすることができない。  
第百四十四条中「この法律に基く給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(資料の提供)

第一百四十四条の二 連合会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときには、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第三項(第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は第七十九条第二項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第一百五十五条第一項中「決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額」を「長期給付の額(第七十八条第一項、第八十三条第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。)又は当該加算する金額」に改め、「又はその全額が五十円未満であるとき」及び「又はその全額が五十円以上百円未満であるとき」を削る。

第一百二十一条第一項中「若しくは国家公務員災害補償法に規定する通勤若しくはこれに相当する通勤」を「又は通勤」に改め、同条第二項を削る。

第一百二十二条から第一百二十三条までを次のように改める。

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

第一百二十二条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者はこれらの方の遺族に対する第五十一条第三号から第十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるものを除く。)は、次に掲げる



に限る。)であつて、その者の標準報酬の等級

が当該政令で定める等級以下の等級であるも  
ののその組合員期間等が二十五年以上となつ  
たときは、その者に退職共済年金を支給す  
る。

第十二条の四 前条の規定による退職共済年金  
の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定  
にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算  
額とする。

一千二百五十円に組合員期間の月数(当該  
月数が四百二十月を超えるときは、四百二  
十月)を乗じて得た金額

二 平均標準報酬月額の千分の七・五に相当  
する金額に組合員期間の月数を乗じて得た  
金額

三 前条の規定による退職共済年金に係る第七  
十四条、第七十八条及び第八十条の規定の適  
用については、第七十四条第二項中「第七十  
七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四第  
二項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあ  
るのは「附則第十二条の四第一項及び第二項  
並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の  
規定」とあるのは「これらの規定」とす  
る。

4 前条の規定による退職共済年金は、その受  
給権者が国民年金法による老齢基礎年金(同  
あるのは「厚生年金保険の被保険者等」とす  
る。

5 第十五条に規定する第四種被保険者を  
除く。)と、「他の共済組合の組合員等」と  
あるのは「厚生年金保険の被保険者等」とす  
る。

6 前条の規定による退職共済年金は、その受  
給権者が国民年金法による老齢基礎年金(同  
あるのは「厚生年金保険の被保険者等」とす  
る。

法附則第九条の一第四項の規定によりその支  
給が停止されているものを除く。)の支給を受  
けることとなるときは、その間、その支給を  
停止する。

第十二条の五 附則第十二条の三の規定による  
退職共済年金を受ける権利は、第八十条の二  
の規定により消滅するほか、当該退職共済年  
金の受給権者が六十五歳に達したときに消滅  
する。

第十二条の六 附則第十二条の三の規定による  
退職共済年金(その年金額の算定の基礎とな  
る組合員期間が二十年以上であるものに限  
る)の受給権者であつた者が六十五歳に達し  
たときに支給する退職共済年金については、  
第七十八条第一項及び第三項中「その権利」と  
あり、及び「退職共済年金を受ける権利」とあ  
るの「附則第十二条の三の規定による退職  
共済年金を受ける権利」と、「その者によつ  
て」とあるのは「から引き続きその者によつ  
て」とする。

(特例による退職共済年金の支給開始年齢の  
特例)

第十二条の七 組合員期間が二十年以上である  
者のうち附則別表第一の上欄に掲げる者に対  
する附則第十二条の三第一項の規定の適用に  
ついては、次項の規定がある場合を除き、同  
表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとす  
る。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上で  
あり、かつ、組合員期間が二十年以上である  
者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分  
に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に  
その者の事情によらないで引き続いて勤務す  
ることを困難とする理由により退職した者で  
当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達  
した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に  
退職共済年金を受けることを希望する旨を連  
合会又は公共企業体等の組合に申し出たとき  
は、附則第十二条の三の規定にかかわらず、  
その者に退職共済年金を支給する。この場合  
においては、同条の規定による退職共済年金  
は、支給しない。

3 第一項又は前項の規定による退職共済年金  
の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定  
にかかわらず、附則第十二条の三第一項とある  
のは、「前項の規定による退職共済年金につ  
いては、同表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとす  
る。

4 第一項又は前項の規定による退職共済年金  
の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定  
にかかわらず、附則第十二条の三第一項とある  
のは、「前項の規定による退職共済年金につ  
いては、同表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとす  
る。

する。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する第  
七十九条第二項の規定の適用については、同  
項中「受給権者」とあるのは「受給権者(六十  
歳以上である者に限る。)」とする。

4 第一項又は第二項の規定による退職共済年  
金に係る第七十四条及び第七十八条から第八  
十条までの規定の適用については、第七十四  
条第一項中「第七十七条第二項の規定により  
加算する金額」とあるのは「附則第十二条の四  
第二項の規定により加算する金額に係る附則  
第十二条の八第三項の規定による減額後の  
金額」と、第七十八条第一項中「前条の」とある  
のは「附則第十二条の八第三項並びに前条第  
三項及び第四項の」と、「同条の規定」とある  
のは「これらの規定」と、第七十九条第二項中  
「受給権者」とあるのは「受給権者(六十歳以  
上である者に限る。)」と、第八十条第一項中  
「退職共済年金の受給権者」とあるのは「退  
職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保  
険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭  
和六十年法律第 号)附則第五条第十三  
号)に規定する第四種被保険者を除く。」と、  
「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生  
年金保険の被保険者等」とする。

5 第七十八条第一項の規定により加給年金額  
が加算された第一項又は第二項の規定による  
退職共済年金については、当該退職共済年  
金の受給権者が、その者に係る特例支給開始年  
齢に達するまでの間は、同条第一項の規定に  
より加算する部分の支給を停止する。

6 附則第十二条の四第一項、附則第十二条の  
五及び附則第十二条の六の規定は、第一項又  
は第二項の規定による退職共済年金について  
準用する。この場合において、附則第十二条  
の六中「附則第十二条の三」とあるのは、

「附則第十二条の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

7 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十七条第一項又は第二項の額定により算定した金額から、その金額に、第一項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた附則第十二条の四第一項第二号に掲げる金額又は当該金額と同条第二項の規定により加算する金額との合算額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

8 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的説替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一」の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは、「五十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢」とあるのは、「五十五歳」とある。

第一項及び第三項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一」の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは、「五十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢」とあるのは、「五十五歳」とある。読み替えるものとする。  
（自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例）  
第十一条の九 退職の時まで引き続二十年以

上自衛官として在職していた者その他これに準ずる者として政令で定めるものが次の各号のいずれかに該当するときは、当分の間、附則第十二条の三第一項中「六十歳」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年

金法による老齢基礎年金の受給権者」とすは、「五十五歳」として、同項の規定を適用し、附則第十二条の七の規定は、適用しない。

一定年（自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年をいう。次号において同じ。）に達したことにより退職した者

二 その者の事情によらないで定年に達するまで引き続いて勤務することを困難とする理由により定年に達する日前一年内に退職した者で政令で定めるもの

三 前項に規定する者で同項各号のいずれかに該当するものに対する前条第一項から第八項までの規定の適用については、同条第一項中「附則別表第一」の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは、「五十五歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢」とあるのは、「五十五歳」とある。

（退職一時金の返還）

第十二条の十一 次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金（以下この条及び次条において「退職年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十歳に達した後五十五歳」と、同条第三項中「附則別表第一又は附則別表第二」の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳」とある）の支給を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」といとし、その者が次の各号のいずれにも該当しない者であるときは、更に、同項中「その額の百分の四に相当する金額に」とあるのは「その額に」と、「を乗じて」とあるのは「に応じ保険数理を基礎とするほか次条第一項に定める理由を勘案して政令で定める率を乗じて」とする。

一 昭和十五年七月一日以前に生まれた者  
（障害共済年金の特例）  
二 昭和七十年六月三十日以前に退職した者

第十二条の十 第八十二条第三項から第六項までの規定は、当分の間、国民年金法附則第九条の二第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

二 昭和六十年四月一日から同年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者

昭和六十年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十六歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十七歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十八歳

2 第八十四条第二項の規定の適用について  
は、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

（遺族共済年金の支給開始年齢の特例）

第十二条の十一 遺族共済年金の受給権者となつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第九十二条第一項の規定の適用について  
は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和六十年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十六歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十七歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十八歳

2 共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四条第五十五条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかる法律等に相当する金額を当該退職共済年金等を支給する組合又は連合会に支払うものとし、当該支払があつたときは、当該一時金を支給した組合又は連合会に支給額等に相当する金額を返還したものとなつた。以前に、当該退職共済年金等を支給する組合又は連合会に申し出ることができる。

項第七十七條第一項	第十七六条第一項	組合員期間等が二十五年以上である組合員の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付期期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同条第六項に規定する保険料納付期期間等が二十一年以上となつたとき	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等	附則第十三条の二の前見出しを「(衛視等)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める
項第七十七條第一項	第十七六条第一項	組合員期間等が二十五年以上である組合員の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付期期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同条第六項に規定する保険料納付期期間等が二十一年以上となつたとき	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等	附則第十三条の二の前見出しを「(衛視等)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める
第一号	第一号	第一号	第一号	第一号

四附則第二項第一項第一條の 四附則第十一項第一條の 四第一項第一項第一号	第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に 応じ、それぞれ当該各号	当該月数が四百二十月を超えるときは、四 百二十月	組合員期間等が二十五年以上である組合員 であるもののその組合員期間等が二十五年 以上となつたとき	組合員期間等が二十五年以上である者 組合員期間等が二十五年以上である組合員 該当することにより支給される遺族共済年 金でその額の算定の基礎となる組合員期間 が二十年未満であるものを除く	組合員期間等が二十五年以上である者 組合員期間等が二十五年以上である者 次(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、そ れぞれ(1)又は(2)に定める	組合員期間が二十五年以上である者 組合員期間が二十五年以上である者 (1)に定める	前条第一項 附則第十三条第一項に規定する特定衛視等 に該当して支給されるもの
四附則第二項第一項第一條の 四附則第十一項第一條の 三第二項第一條の 三第一項第一号	第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に 応じ、それぞれ当該各号	当該月数が四百二十月を超えるときは、四 百二十月	組合員期間等が二十五年以上である組合員 であるもののその組合員期間等が二十五年 以上となつたとき	組合員期間等が二十五年以上である者 該族共済年金(第八十八条第一項第四号に 該当することにより支給される遺族共済年 金でその額の算定の基礎となる組合員期間 が二十年未満であるものを除く)	組合員期間等が二十五年以上である者 組合員期間等が二十五年以上である者 次(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、そ れぞれ(1)又は(2)に定める	組合員期間が二十五年以上である者 組合員期間が二十五年以上である者 (1)に定める	二十年以上であるもの 二十年以上であるもの (1)に定める
四附則第二項第一項第一條の 四附則第十一項第一條の 三第二項第一條の 三第一項第一号	第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に 応じ、それぞれ当該各号	当該月数が四百二十月を超えるときは、四 百二十月	組合員期間等が二十五年以上である組合員 であるもののその組合員期間等が二十五年 以上となつたとき	組合員期間等が二十五年以上である者 該族共済年金(第八十八条第一項第四号に 該当することにより支給される遺族共済年 金でその額の算定の基礎となる組合員期間 が二十年未満であるものを除く)	組合員期間等が二十五年以上である者 組合員期間等が二十五年以上である者 次(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、そ れぞれ(1)又は(2)に定める	組合員期間が二十五年以上である者 組合員期間が二十五年以上である者 (1)に定める	二十年以上であるもの 二十年以上であるもの (1)に定める



附則別表第一(附則第十二条の七、附則第十二条の八関係)

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月一日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月一日までに生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月一日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二(附則第十二条の七、附則第十二条の八関係)

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
昭和三十三年法律第二百二十九号の一部を次のように改正する。	五十九歳	四十九歳

別表第二から別表第四までを削り、別表第一

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第一条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則第一条～第四条

第二章 更新組合員に関する一般的経過措置

(第五条～第九条)

第三章 退職共済年金等に関する経過措置

(第十条～第十九条)

第四章 特殊の資格を有する組合員の特例

(第二十条～第二十一条)

第五章 再就職者に関する経過措置

(二条)

第六章 恩給更新組合員に関する経過措置

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十一号 昭和六十年六月十九日

条」を「第三条第一項」に改め、「新法第六十六条第三項、新法第八十一条第一項第一号若しくは第二項」を削り、「新法附則第十三条、新法附則第十三条の二第二項又は新法附則第十三条の九」を「新法附則第十三条第二項又は新法附則第十三条の二」に改め、同項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十四号の二を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十号までを削り、同条第二項を削る。

第三条の二を次のように改める。

〔施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等〕

第三条の二 前条に規定する給付のうち年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参考して、政令で定めるところにより改定する。

2 前条に規定する給付のうち年金である給付の支給期月については、新法第七十三条第四項の規定を準用する。

第七条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続く期間以外の期間について

は、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない。

第七条第一項第一号中「法律第二百五十五号附則第四十六条」を「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号。以下「法律第二百五十五号」という。)附則第四十六条」に、

「年金たる給付」を「年金である給付」に、「年金たる恩給」を「年金である恩給」に改め、「(第十一条第四項、第二十二条第三項及び第三十一条第三項において「戦務加算等の期間」という。)」

を削り、同項第二号中「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年改正法」という。)第三条の規定による改正前の

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」に改め、同項第六号中「第五十一

条の二第二項第三号」を「第三十二条第四項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 更新組合員で新法附則第十三条第一項に規定の適用については、同項中「算入する」

規定の適用については、同項中「算入する」

ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続く期間以外の期間については、

当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない」とあるのは、

「算入する」と読み替えるものとする。

〔第三章 退職年金の受給資格に関する経過措置〕を削る。

第八条を次のように改める。

〔恩給公務員であつた更新組合員の特例〕

第八条 更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたもののうち、次の各号のいずれかに該当する者に対する別表の中欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、こ

れらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一次のイからハまでに掲げる者で、これら

の者の区分に応じ施行日前の在職年の年月数と施行日以後の新法第三十八条第一項に

規定する組合員期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからハまでに掲げる年

数以上であるもの

イ 施行日前の在職年が十一年以上である者 十七年

ロ 施行日前の在職年が五年以上十一年未

満である者 十八年

ハ 施行日前の在職年が五年未満である者 十九年

したならば、普通恩給を受ける権利を有することとなるもの（前号の規定の適用を受ける者を除く。）

第九条各号別記以外の部分を次のように改め

第七条第一項本文の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間に次の期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となる更新組合員に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

「第三十一条第四項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

### 第三章 退職共済年金等に関する経過措置

第十条を次のように改める。

（恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者の退職共済年金の支給開始年齢等の特例）

第十一条 次の各号のいずれかに該当する更新組合員（組合員期間（第七条の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）が二十年以上である者に限る。）が六十歳に達する前に退職（新法第一条第一項第四号に規定する退職）い

う。以下同じ。）した場合における新法附則第十二条の三第一項の規定について、

同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」と

一 第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上であるもの

- 二 第七条第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上であるもの前項に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳（その者が、新法附則第十二条の七第一項又は第二項に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下の項及び次項において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。
- 3 第一項第一号に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（新法第七十六条、新法附則第十二条の三又は新法附則第十二条の八の規定による退職共済年金をいう。以下同じ。）の額は、新法第七十七条第一項及び第二項、新法附則第十二条の四第一項及び第二項又は新法附則第十二条の八第三項並びに新法第七十八条の規定にかかるわらず、これらの規定により算定した金額から次の各号に掲げる者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した金額とする。
- 4 第一項第二号に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（新法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除き、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち、組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定める額を乗じて得た額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額（控除期間等の期間を有する更新組合員に係る障害共済年金の額の特例）

- 二 控除期間等の期間以外の組合員期間が三十年を超える者 退職共済年金の額（新法第七十七条第一項に規定する加給年金額を除く。）に第七条第一項第二号から第四号までの期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額又は同号に規定する新法附則第十二条の八第三項の規定による減額後の金額より少ないときは、当該金額をもつて当該相当する額とする。
- 3 第十二条の二を削る。
- 4 第十二条を次のように改める。（控除期間等の期間を有する更新組合員に係る障害共済年金の額の特例）
- 5 第十二条 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十一条に規定する障害共済年金を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額と

- 二 第二節 退職年金の額に関する経過措置
- 第十一條の前の見出しを削り、同条を次のよう改める。
- 三 組合員期間が三十五年を超えるか、控除期間等の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額を控除した額と

する。

第十三条の前の見出しを削り、同条を次のよう改める。

(控除期間等の期間を有する更新組合員に係る遺族共済年金の特例)

第十三条 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族を(新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ)に対する遺族共済年金(新法第八十八条に規定する遺族共済年金をいう。以下同じ)の額は、当該遺族共済年金の額から、その額(新法第九十条の規定により加算される金額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年金の額を加えた額)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

第十三条を次のように改める。

(一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還)

第十四条 一時恩給を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員となつた更新組合員又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員となつた者が、退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。第三項において同じ。)又は障害共済年金を受けた権利を有することとなつたときは、それぞれ第四条並びに第五条第一項及び第二項本文の規定を適用しないものとした場合又は更新組合員である間恩給公務員であつたものとなつた場合に恩給公務員であつたものとみなされた場合に恩給法第六十四条ノ二本文の規定により控除すべきこととなる金額の十五倍に相当する金額(次項において「支給額」とい

う。)を当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時恩給に係る裁判所に返還しなければならない。

2 支給額に相当する金額の返還は、前項の退職共済年金又は障害共済年金を支給する組合又は連合会に当該金額を支払う方法により行なうものとする。この場合においては、新法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

3 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員が第一項に規定する退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第十二条の十二の規定を準用する。

〔第三節 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置〕

第十五条 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、同条第一項に規定する支給額に相当する金額(同項又は同条第二項の規定により既に返還された金額を除く。)を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時恩給に係る裁判所に返還しなければならない。

2 前項の支給額に相当する金額の返還は、同項の遺族共済年金を支給する組合又は連合会に当該金額を支払う方法により行なうものとする。この場合においては、新法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

〔旧法の規定による障害年金の額の改定の特例〕

第十六条 新法第四章第三節第三款中新法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気になり、又は負傷し、当該公務による傷病により障害の状態となつた場合について適用する。

〔公務等による死〕者に係る遺族共済年金の規定の適用)

第十七条 新法第四章第三節第四款中新法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行

日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務による傷病により死亡した場合について適用する。

〔第四節 減額退職年金に関する経過措置〕

第十八条 及び第十九条を次のように改め

〔旧法の規定による障害年金の額の改定の特例〕

第十九条 旧法第四十六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合においては、新法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定による退職年金を受けた権利を有することとなつた場合は、「旧法別表第一の上欄に掲げる障害の程度に応じて」とあるのは、「旧法別表第一の上欄に掲げる障害の程度に応じて」とする。

〔旧法の規定による遺族年金の失権に関する経過措置〕

第十九条 旧法第四十六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合における当該遺族年金の失権について

正前の新法(以下「昭和六十年改正前の新法」という。)第九十一条第三号の規定の例によ

る。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十八条第二項及び第三項を削り、第六章中同条を第二十条とする。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第三十九条第一項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第四十条を削る。

第六章を第四章とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二章(第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く。)第三章(第十八条及び第十九条を除き、第一号に掲げる者にあつては第七条第一項第六号及び第九条を除く。)及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十条第三号に掲げる者)に該当する者を除く。)について準用する。

第四十一条第二項を次のように改める。

前項の場合において、第五条第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受ける権利を有する者で、第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項第一号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、同条第四項中「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二条第一項各号に規定する長期組合員とな

める。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十八条第二項及び第三項を削り、第六章中同条を第二十条とする。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第三十九条第一項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第四十条を削る。

第六章を第四章とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二章(第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く。)第三章(第十八条及び第十九条を除き、第一号に掲げる者にあつては第七条第一項第六号及び第九条を除く。)及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十条第三号に掲げる者)に該当する者を除く。)について準用する。

第四十一条第二項を次のように改める。

前項の場合において、第五条第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受ける権利を有する者で、第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項第一号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する长期組合員となつた日」と、「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二条第一項各号に規定する長期組合員とな

れる。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十八条第二項及び第三項を削り、第六章中同条を第二十条とする。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第三十九条第一項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第四十条を削る。

第六章を第四章とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二章(第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く。)第三章(第十八条及び第十九条を除き、第一号に掲げる者にあつては第七条第一項第六号及び第九条を除く。)及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十条第三号に掲げる者)に該当する者を除く。)について準用する。

第四十一条第二項を次のように改める。

前項の場合において、第五条第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受ける権利を有する者で、第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項第一号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する长期組合員となつた日」と、「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二条第一項各号に規定する長期組合員とな

れる。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十八条第二項及び第三項を削り、第六章中同条を第二十条とする。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第三十九条第一項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第四十条を削る。

第六章を第四章とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二章(第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く。)第三章(第十八条及び第十九条を除き、第一号に掲げる者にあつては第七条第一項第六号及び第九条を除く。)及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十条第三号に掲げる者)に該当する者を除く。)について準用する。

第四十一条第二項を次のように改める。

前項の場合において、第五条第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受ける権利を有する者で、第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項第一号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する长期組合員となつた日」と、「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二条第一項各号に規定する長期組合員とな

れる。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十八条第二項及び第三項を削り、第六章中同条を第二十条とする。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第三十九条第一項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第四十条を削る。

第六章を第四章とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二章(第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く。)第三章(第十八条及び第十九条を除き、第一号に掲げる者にあつては第七条第一項第六号及び第九条を除く。)及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十条第三号に掲げる者)に該当する者を除く。)について準用する。

第四十一条第二項を次のように改める。

前項の場合において、第五条第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受ける権利を有する者で、第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項第一号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する长期組合員となつた日」と、「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二条第一項各号に規定する長期組合員とな

れる。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十八条第二項及び第三項を削り、第六章中同条を第二十条とする。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第三十九条第一項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第四十条を削る。

第六章を第四章とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二章(第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く。)第三章(第十八条及び第十九条を除き、第一号に掲げる者にあつては第七条第一項第六号及び第九条を除く。)及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十条第三号に掲げる者)に該当する者を除く。)について準用する。

第四十一条第二項を次のように改める。

前項の場合において、第五条第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受ける権利を有する者で、第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項第一号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する长期組合員となつた日」と、「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二条第一項各号に規定する長期組合員とな

れる。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十八条第二項及び第三項を削り、第六章中同条を第二十条とする。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第三十九条第一項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第四十条を削る。

第六章を第四章とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二章(第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く。)第三章(第十八条及び第十九条を除き、第一号に掲げる者にあつては第七条第一項第六号及び第九条を除く。)及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十条第三号に掲げる者)に該当する者を除く。)について準用する。

第四十一条第二項を次のように改める。

前項の場合において、第五条第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受ける権利を有する者で、第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項第一号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する长期組合員となつた日」と、「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二条第一項各号に規定する長期組合員とな

つたもの」と、「同項ただし書に規定する退職年金」とあるのは「当該退職年金」と、第七条の期間」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつた日の前の次の期間」である。

（長期組合員となつた日の属する月を除く。）と、第八条中「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつた日の属する月を除く。」と、第十一条第一項中「更新組合員である間」とあるのは「施行日から退職の日まで」と読み替え、第一項第二号に掲げる者については、更に、第七条第一項第五号中「施行日」とあるのは、「長期組合員となつた日」と読み替えるものとする。

第一条各号に規定する長期組合員となつた日」と、第十四条第一項中「更新組合員である間」とあるのは、「施行日から退職の日まで」と読み替え、第一項第二号に掲げる者については、更に、第七条第一項第五号中「施行日」とあるのは、「長期組合員となつた日」と読み替えるものとする。

法附則第十三条第二項第一号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)未満である恩給更新組合員で次の各号のいずれかに該当する者に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらは規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一次のイからハまでに掲げる者で、これらがそれぞれイからハまでに掲げる年数以上であるもの

イ 昭和三十四年十月一日以前の警察在職年

ハ 昭和三十四年十月一日以前の警察在職年

が四年以上である者 十二年

が四年未満である者 十四年

二 第五条第一項本文の規定を適用しないと

したならば、警察監獄職員の普通恩給を受ける権利を有することとなるもの(前号の規定の適用を受けれる者を除く。)

(衛視等の退職共済年金の支給開始年齢等に関する特例)

第一十六条 第七条第一項第一号の期間のうち

第五十一条の三、第五十三条及び第五十四条

を及び第三十二条に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第七号」に改め、

第八章第二節の節名を削る。

第四十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に、「第四十九条、第五十条、第五十一条の三、第五十三条及び第五十四条」

を改め、第七条第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第七号」に改め、

第八章中同条を第二十三条とする。

第四十三条中「當たる」を「當たる」に改め、同条を「第十四条第一項第一号」に改め、

第八章中同条の次に次の三条を加える。

(衛視等の退職共済年金等の受給資格に関する特例)

第一項第一号の施行日」とあるのは「地方の施行法第五

十五条第一項第一号に掲げる者となつた日(同号に掲げる者となる前に第四十二条第一項第二号に掲げる者であったものについては、同号に

掲げる者となつた日)」とを削り、第九章の二

2 第十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する恩給更新組合員に対し支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の支給について適用する。

法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の支給について適用する。

第二十七条 第二十四条から前条までの規定は、衛視等であつた期間を有する者で長期組合員となつたもの(恩給更新組合員である者を除く)について準用する。

第二十八条 第四十四条から第四十八条の五までを削る。

第二十九条を第六章とする。

第二十九条を削る。

第二十九条を第七章とする。

中同条を第三十条とする。

第五十一条の二第一項中「常時勤務に服することを要する地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十

九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、

務に服することを要する地方公務員に準ずる者

で政令で定めるものを含むものとする。)」を地

方の新法第二条第一項第一号に規定する職員

に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中

に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一

三第三項中「施行日の前日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）となつた日の前日」と「を削り、第九章の一中同条を第三十二条とする。

とする。

第九章の三中第五十一条の四を第三十三条と

する。

前の大正「新法の規定による通算退職年金」に改め、

同条に次の二項を加え、同条を第三十四条とす  
る。

3 復帰更新組合員であつた者に係る年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改

正が行われた場合においては、前二項の規定により連合会が支給すべき年金である給付の

額を改定するものとし、その改定については、政令で特別の定めをするものを除き、当

該法令の改正規定の例による。

四」を「第五十一条」に改め、同条を第三十五条とする。

第五十一条の七第一項及び第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第三十六条と

第五十一条の八第一項中「、沖縄の共済法及する。

び年金法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付

と」を削り、同条第二項中「第二十条及び第二十一条」を「第十六条及び第十七条」に改め、「、第

二十八条中「施行日」とあるのは「年金法の施行の日」と二を削り、同条第四項中「第二条第一項

第七号」を「第二条第七号」に改め、同条第六項中「第五十一条の二第五項又は第六項」を「第三

**十一  
職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金**

第二号ただし書」を「第三十五条第二項第二号ただし書」に改め、同条を第三十七条とする。

第五十一条の九第一項中「衛視等となつたものが退職した場合において」を「衛視等となつたものは」に、「適用するとしたならば退職年金を支給すべきこととなるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「適用する」に改め、同条第二項中「復帰更新組合員に係る退職年金を更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について」を改め、同条を第三十八条とする。

第五十一条の十中「退職年金の受給資格及び退職年金の額を「退職共済年金の受給資格」に、「この法律」を「新法又はこの法律」に、「終る」を「終わる」に改め、同項に次のただし書きを加え、同条を第五十三条とする。

ただし、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間の計算は、それぞれ恩給法又は旧法の期間計算の例による。

第五十四条を削る。

第五十五条第一項中「第八章まで、第四十九条及び第四十九条の二」を「第六章まで及び第二十八条」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項又は第四十二条第一項」を「第二十二条第一項又は第二十三条第一項」に改め、同条を第五十五条第一項を第五十五条とする。

第五十七条第一項中「第五十五条の五第一項」を「第三十四条第一項」に、「次項及び第五十五条第三項」を「次項、第三項及び第五十四条第三項」に、「同条第二項」を「同条第二項及び第三項」に、

に改め、同条を第五十六条とする。  
第五十八条を第五十七条とする。  
第十九章を第十一章とする。  
第五十一条の十一第一項第三項を、「第五十五条第三項」を、「第五十四条第三項」に改め、同条を第五十六条とする。  
第五十九条を第四十条とする。  
第五十一条の十一第二号中(第五十一条の十一第一項第三項)を、「第五十五条第三項」を、「第五十四条第三項」に改め、同条を第四十一条とする。  
第五十一条の十一第三項中「退職年金、減額受ける」を「退職共済年金又は障害年金を受ける権利を有する」に改め、同条第六項中「退族年金又は通算退族年金又は障害共済年金を受ける権利を有する」に改め、同条第七項中「第三十八条第一項」を「第三十八条第一項三項」に改め、同条を第四十一条とする。  
第五十一条の十三第一項中「新法若しくはこの法律」を「昭和六十年改正前の新法若しくは昭和六十一年改正法第一条の規定による改正前の國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「昭和六十年改正前の施行法」という。)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に、「新法第七十七条第一項(新法第七十九条第三項)」を「昭和六十一年改正前の新法第七十七条第一項(昭和六十一年改正前の新法第七十九条第三項)」に、「第三十八条第三項本文」を「第三十八条第四項」に改め、同項同条第二項とし、同条第四項中「新法若しくはこの法律」を「昭和六十一年改正前の新法若しくは昭和六十一年改正前の施行法」に、「退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金」を「退職共済年金又は障害共済年金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条を第四十二条とする。  
第五十一条の十四及び第五十一条の十五を削る。  
第五十一条の十六中「第五十一条の十一第一項」を「第四十一条第一項」に、「第五十一条の十一第一項」を、「第五十四条第三項」に改め、同条を第五十六条とする。

四十三条规定する。

第五十一条の十七第一項中「第五十一条の十二から第五十二条の十五まで」を「前二条に改め、同条を第十九条とする。

第五十一条の十七第一項中「第五十一条の十二から第五十二条の十五まで」を「第四十一条及び第四十二条に改め、「第五十一条の十二第二項から第七項までを除く」を「第四十一条第一項に限る」に改め、同条第二項を削り、第九章の四第十五条とし、第五十一条の十九を第四十六条とする。

第九章の四第二節中第五十二条の十八を第四十五条とし、第五十一条の十九を第四十六条とする。

第五十一条の二十一第一項中「第五十二条の二、第五十二条の十三」を「第四十二条、第四十三条」に、「及び第三章から第六章まで（第三章第一節、第二十条、第五章第一節及び第三十六条を除く。）」を「第三章（第十六条及び第十七条を除く。）及び第四章」に改め、同条第二項中「[第三章から第六章まで]」を「第三章及び第四章」に改め、同条を第四十七条とする。

第五十一条の二十一第一項各号列記以外的部分を次のように改める。

第七条から第九条まで（第三号に掲げる者について、第七条第一項第六号及び第九条を除く。）第三章（第十六条及び第十七条を除く。）及び第四章の規定は、次に掲げる者について準用する。

第五十一条の二十一第一項中「第五十二条の二十一第一項各号」を「第二十二条第一項各号」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十一条の二十一第一項中「第五十二条の二十一第一項各号」を「第二十二条第一項各号」とする。

第五十一条の二十一第一項中「第五十二条の二十一第一項各号」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第五十一条の二十三第一項中「第五十二条の二十八から第五十二条の二十一まで」を「第四十五条から第五十八条まで」に、「第五十二条の二十九及び第五十二条の二十一」を「第四十六条及び第四十七条に改め、同項第二号中「第五十二条の二十一第一項各号」を「第四十八条第一項各号」に改め、同条第二項中「第五十二条の二十八第二

及び第四項」を「第四十五条第一項及び第四項」に、「第五十一条の二十三第一項各号」を「第五十条第一項各号」に改め、同条を第五十条とす。

第五十一条の二十四中「第五十一条の四第四号」を「第三十三条第四号」に改め、同条を第五十二条とする。

別表(第八条、第九条、第二十五条関係)

第十四条第一項		退職共済年金
項目	第二十六条第一項	退職共済年金
	組合員期間が二十年以上あるものに限る。第三項において同じ。	組合員期間が二十年以上あるものに限る。第三項において同じ。
恩給更新組合員	恩給更新組合員	恩給更新組合員
である者に限る。	である者に限る。	である者に限る。
(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)	(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。)	(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。)
目次中「第二十二条—第二十四条」を「第二十二条—第二十三条」に改める。	目次中「第二十二条—第二十四条」を「第二十二条—第二十三条」に改める。	目次中「第二十二条—第二十四条」を「第二十二条—第二十三条」に改める。
(年金額の改定)	(年金額の改定)	(年金額の改定)
第一条の二この法律による年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参考して、政令で定めるところにより改定する。	第一条の二この法律による年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参考して、政令で定めるところにより改定する。	第一条の二この法律による年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参考して、政令で定めるところにより改定する。
第五条に次の二項を加える。	第五条に次の二項を加える。	第五条に次の二項を加える。
3 第一項に規定する年金である給付の支給期月については、共済組合法第七十三条第四項の規定を準用する。	3 第一項に規定する年金である給付の支給期月については、共済組合法第七十三条第四項の規定を準用する。	3 第一項に規定する年金である給付の支給期月については、共済組合法第七十三条第四項の規定を準用する。
第七条第一項中「年金の額」の下に「第一条の二若しくは」を加える。	第七条第一項中「年金の額」の下に「第一条の二若しくは」を加える。	第七条第一項中「年金の額」の下に「第一条の二若しくは」を加える。
第二十四条を削る。	第二十四条を削る。	第二十四条を削る。
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。
(用語の定義)	(用語の定義)	(用語の定義)
第二条 この条から附則第六十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この条から附則第六十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この条から附則第六十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 新共済法 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法をいう。	一 新共済法 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。	一 新共済法 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
二 旧共済法 第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)。	二 旧共済法 第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)。	二 旧共済法 第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)。
九 新共済法による年金 退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。	九 新共済法による年金 退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。	九 新共済法による年金 退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。
十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二号)。以下附則第六十六条までにおいて「国民年金等改正法」という。第一条の規定による改正後の国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)。	十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二号)。以下附則第六十六条までにおいて「国民年金等改正法」という。第一条の規定による改正後の国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)。	十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二号)。以下附則第六十六条までにおいて「国民年金等改正法」という。第一条の規定による改正後の国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)。
三 新共済法第六十六条の規定による傷病手当金の支給を受ける者が障害年金を受ける権利を有する場合又は旧共済法による障害一時金の支給を受けることとなつた場合における当該傷病手又は障害一時金の額との調整については、新共済法第六十六条第五項及び第六項の規定にかかる。	三 新共済法第六十六条の規定による傷病手当金の支給を受ける者が障害年金を受ける権利を有する場合又は旧共済法による障害一時金の支給を受けることとなつた場合における当該傷病手又は障害一時金の額との調整については、新共済法第六十六条第五項及び第六項の規定にかかる。	三 新共済法第六十六条の規定による傷病手当金の支給を受ける者が障害年金を受ける権利を有する場合又は旧共済法による障害一時金の支給を受けることとなつた場合における当該傷病手又は障害一時金の額との調整については、新共済法第六十六条第五項及び第六項の規定にかかる。
四 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者に対する新共済法の適用關係	四 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者に対する新共済法の適用關係	四 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者に対する新共済法の適用關係
第五条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に關する規定は、施行日前に退職した者についても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者若しくは通算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生れたもの(施行日ににおいて組合員である者及び施行日以後に再び組合員となつた者を除く)であるとき、又は昭和三十六年四月一日以後に組合員であった期間を有しない者であるときは、この限りでない。	第五条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に關する規定は、施行日前に退職した者についても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者若しくは通算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生れたもの(施行日ににおいて組合員である者及び施行日以後に再び組合員となつた者を除く)であるとき、又は昭和三十六年四月一日以後に組合員であった期間を有しない者であるときは、この限りでない。	第五条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に關する規定は、施行日前に退職した者についても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者若しくは通算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生れたもの(施行日ににおいて組合員である者及び施行日以後に再び組合員となつた者を除く)であるとき、又は昭和三十六年四月一日以後に組合員であった期間を有しない者であるときは、この限りでない。
第六条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に關する規定は、旧公企体長期組合員(新施行法第四十条第一号に規定する旧公企体長期組合員(旧公企体組合員期間を有する者の取扱い等))をいう。以下同じ。)であつた者(移行組合員等)に適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。	第六条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に關する規定は、旧公企体長期組合員(新施行法第四十条第一号に規定する旧公企体長期組合員(旧公企体組合員期間を有する者の取扱い等))をいう。以下同じ。)であつた者(移行組合員等)に適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。	第六条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に關する規定は、旧公企体長期組合員(新施行法第四十条第一号に規定する旧公企体長期組合員(旧公企体組合員期間を有する者の取扱い等))をいう。以下同じ。)であつた者(移行組合員等)に適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。
第七条 新共済法及び新施行法第四十三条に規定する組合員、新施行法第四十三条の規定により当該移行組合員とみなされた者及び新施行法第四十四条各号に掲げる者をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)についても、適用する。この場合においては、前条第一項のただし書の規定を準用する。	第七条 新共済法及び新施行法第四十三条に規定する組合員、新施行法第四十三条の規定により当該移行組合員とみなされた者及び新施行法第四十四条各号に掲げる者をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)についても、適用する。この場合においては、前条第一項のただし書の規定を準用する。	第七条 新共済法及び新施行法第四十三条に規定する組合員、新施行法第四十三条の規定により当該移行組合員とみなされた者及び新施行法第四十四条各号に掲げる者をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)についても、適用する。この場合においては、前条第一項のただし書の規定を準用する。

障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。この場合において

は、前条第二項ただし書の規定を準用する。  
新共済法及び新施行法の遺族共済年金に  
する規定は、旧公企体長期組合員であつた者が施

行日以後に死亡した場合についても、適用する。

るときは、その資格を取得した日の現在の当該報酬とする。)の額に基づづき、施行日において、新共済法第四十二条第一項、第五項後段及び第九項の規定の例により、決定するものとする。  
(施行日前の期間を有する組合員の平均標準報酬月額の計算の特例)

3  
施行日前に退職した者（旧公企体長期組合員）であつた者を含む。以下同じ。)についてその施行日前の退職に係る組合員期間及び旧公企体組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算する場合においては、その者の施行日前の退職に係る組合員期間又は旧公企体組合員期間ごとに、施

五年間に於ける平均額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じて政令で定める比率をいう。

前三項の規定により旧公企体長期組合員であつた者に対し新共済法及び新施行法の規定を適用する場合においては、その者が旧公企体長期

組合員であつた間組合員であつたものと、その者の旧公企体組合員期間（新施行法第四十条第

五号に規定する旧公企体組合員期間をいう。以下同じ。)を組合員期間とみなすほか、新施行法第四十五条及び第四十七条の規定の例による。

前各項に定めるもののほか、旧公企体長期組合員であつた者又はその遺族に対し新共済法及び新施行法の規定を適用する場合において必要な技術的読替えその他の旧公企体長期組合員であつた者に対する新共済法及び新施行法の規定

の適用に関する必要な事項は、政令で定める。  
（組合員期間の計算に関する経過措置）

七条 新共済法第三十八条の規定は、施行日以後の期間に係る組合員期間の計算について適用し、施行日前の期間に係る組合員期間の計算については、なお從前の例による。

(標準報酬に関する経過措置)

あり、施行日以後引き続き組合員である者の施行日から昭和六十一年九月三十日までの間ににおける標準報酬（新共済法第四十二条第一項に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の等級及び月額について、その者が昭和六十一年六月に受けた新共済法第一条第一項第五号に規定する報酬（その者が同年六月一日から昭和六十一年二月二十八日までの間に組合員の資格を取得した者であるときは、その資格を取得した日の属する月の翌月に受けた当該報酬とし、その者が同年三月一日以後に組合員の資格を取得した者であ

2 前項に規定する補正率とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項に規定する行政職俸給表（一）の適用を受ける組合員の俸給に対する新共済法第二条第一項第五号に規定する報酬の標準的な割合を基礎として、施行日前五年間における掛金の標準となつた俸給の額の平均額に対する施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準報酬額に相当する額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じて政令で定める比率をいう。

4  
定めるところにより改定した額)に、五年換算率及び第一項に規定する補正率を乗じて得た額を、当該退職に係る組合員期間及び旧公企体組合員期間の計算の基礎となる各月における標準報酬の月額とみなす。

前項に規定する五年換算率とは、一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項に規定する行政職俸給表(一)の適用を受ける組合員の退職前一年間における掛け金の標準となつた俸給の額の当該一年間における平均額に対する退職前五年間における掛け金の標準となつた俸給の額の当該

一 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金  
障害共済年金若しくは遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で新共済法による年金に相当するもの(退職を給付事由とする年金)である給付を除く。国民年金等改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号。以下附則第六十六条规定までにおいて、

2 共済法による年金の支給期月についても、適用する。  
　　旧共済法による年金のうち通算退職年金及び通算遺族年金の支給期月については、政令で定める日までの間は、なお従前の例による。

(併給の調整の経過措置)

共済法による年金又は国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による

年金たる保険給付（退職共済年金の受給権者にあつては、これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。）の支給を受けるこ

2 とができるときは、その間、当該新共済法による年金は、その支給を停止する。

権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を

停止する。

の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で新共済法による年金に相当するもの（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、国民年金等改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五号。以下附則第六十六条までにおいて

て「新厚生年金保険法」という。による年金である。

ある保険給付（老齢を給付事由とする年金）である。

ある保険給付を除く。若しくは新国民年金法による年金である。

給付（老齢を給付事由とする年金）である。

給付並びに国民年金等改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。)を受けることができるとき。

障害年金、新共済法による年金である。

又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である。

給付で新共済法による年金に相当するもの、新厚生年金保険法による年金である。

保険給付若しくは新国民年金法による年金である。

ある給付（国民年金等改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。次号において同じ。）を受けることができるとき。

三 遺族年金 新共済法による年金である。

組合が支給する年金に相当するもの、新厚生年金保険法による年金である。

金法による年金である。

とする年金である。

（その受給権者が六十

五歳に達しているものに限る。）を除く。)を受けることができるとき。

新共済法第七十四条第三項から第六項までの規定は、前二項の場合について準用する。

4 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金は、その受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金で遺族共済年金に相当するもの若しくは新厚生年金保険法による年金で、その受給権者が死亡を給付事由とするもの支給を受けるときは、第二項の規定にかかわらず、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の二分の一に相当する部分

に限り、支給の停止は、行わない。

5 退職共済年金の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるとき

は、その者が受けた退職共済年金は、前各項、

新共済法第七十四条、新国民年金法第二十条そ

の他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、退職年金とみなし、退職共済年金でないものとみなす。

6 前項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金の受給権者が障害年金を受ける権利を有するときは、その者に有利ないずれか一の給付を行ふものとする。

7 障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるときは、第二項の規定の適用については、同項第一号及び第三号中「相当するもの」とあるのは、「相当するもの（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）」とする。

（組合員期間等に関する経過措置）

第十二条 施行日前における次に掲げる期間は、

新共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等（以下「組合員期間等」という。）に算入する。

一 国民年金等改正法附則第八条第一項及び第二項の規定により保険料納付期間又は保険料免除期間とみなされた期間のうち組合員期間（旧公企体組合員期間その他の組合員期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）以外の期間

二 国民年金等改正法附則第八条第五項の規定により合算対象期間に算入することとされた期間のうち組合員期間等に算入することとされた期間を含む。以下同じ。）以外の期間

三 組合員期間等が二十五年未満である者（第一

項の規定の適用を受けた者を除く。）で大正十五年四月一日以後に生まれたものが国民年金等改

正法附則第十二条第一項各号（第八号から第十号までを除く。）のいずれかに該当するとき

は、新共済法第七十六条、第八十八条第一項第

二号及び附則第十二条の三の規定の適用によ

うる場合を含む。）並びに第二十五条の規定の適用を受ける者（以下「特例受給資格を有する者」とい

う。）を除く。以下この条において同じ。）で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、新共済法第七十六条、第八十八条第一項及び第四十八条第一項において準用する

場合を含む。）並びに第二十五条の規定の適用を受ける者（以下「特例受給資格を有する者」とい

う。）を除く。以下この条において同じ。）で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、新共済法第七十六条、第八十八条第一項及び第四十八条第一項において準用する

場合を含む。）並びに第二十五条の規定の適用を受ける者（以下「特例受給資格を有する者」とい

う。）と、新共済法第八十九条第一項第二号

（物価上昇に応じた加給年金額等の改定）

第十三条 昭和五十八年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率

（以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」とい

う。）が百分の百を超えた場合には、新共

済法第七十八条第二項、第八十二条第一項後段、第八十三条第三項、第八十七条の七後段、第九十条若しくは附則第十二条の四第一項第一号の規定又は附則第十六条第一項第一号若しくは第十七条第二項各号の規定の適用について

は、これらの規定に定める金額は、当該金額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗して得た

号の規定又は附則第十六条第一項第一号若しくは第十七条第二項各号の規定の適用について

は、当該金額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗して得た

号の規定又は附則第十六条第一項第一号若しくは第十七条第二項各号の規定の適用について

るのは「國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）附則第

十四条第二項に規定する者（第八十九条第一項

第二号）において「支給要件特例対象者」とい

う。」と、新共済法第八十九条第一項第二号

中「(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞ

れ(1)又は(2)に定める」とあるのは「(1)に定める」

と、「組合員期間が二十五年以上である」とあ

るのは「支給要件特例対象者」と、新共済法附

則第十二条の四第二項中「第七十七条第二項各

号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める」とあるのは「(1)に定める」と、「組合員期間が二十五年以上である」とある

のは「支給要件特例対象者」と、新共済法附

則第十二条の四第二項中「第七十七条第二項第一号」とあるのは「第七十七条第二項第一号」とある

のは「支給要件特例対象者」と、新共済法附

則第十二条の四第二項中「第七十七条第二項第一号」とあるのは「第七十七条第二項第一号」とある

のは「支給要件特例対象者」と、新共済法附

則第十二条の四第二項中「第七十七条第二項第一号」とあるのは「第七十七条第二項第一号」とある

のは「支給要件特例対象者」と、新共済法附

則第十二条の四第二項中「第七十七条第二項第一号」とあるのは「第七十七条第二項第一号」とある

のは「支給要件特例対象者」と、新共済法附

則第十二条の四第二項中「第七十七条第二項第一号」とあるのは「第七十七条第二項第一号」とある

のは「支給要件特例対象者」と、新共済法附

則第十二条の四第二項中「第七十七条第二項第一号」とあるのは「第七十七条第二項第一号」とある

のは「支給要件特例対象者」と、新共済法附





が同日において退職したものとみなして、旧共済法第七十八条、第七十九条第三項から第六項まで又は附則第十三条の十六の規定により改定するものとした場合の退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額と当該改定前の額との差額に相当する額

退職共済年金の額が前項の規定の適用により算定されたものである場合における新共済法第

十五条第一項の規定は、障害年金で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものを受け給権者に対して更に障害共済年金（その障害の程度が新共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。次項において同じ。）を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

七十二条の二の規定による年金の額の改定は、同項の規定の適用がないものとした場合の額について行うものとし、当該改定後の退職共済年金の額が同項の規定により算定した額より少ないときは、その額をもつて、同条の規定による改定後の退職共済年金の額とする。

前二項の規定は、組合員である間に支給され  
る退職共済年金の額の算定については、適用し  
ない。

2 昭和三十六年四月一日前に給付事由が生じた障害年金で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの受給権者に対し更に障害共済年金又は障害基礎年金の給付事由が生じた場合における当該障害年金の額の特例その他障害年金の受給権者に対する更に障害共済年金又は障害基礎年金の給付事由が生じた場合における新共済法の障害共済年金に関する規定の適用に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**第二十二条** 前三条に定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第八十条の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の退職共済年金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定め年金の特例)。

(障害一時金に関する経過措置)  
第二十五条 新共済法第八十七条の五の規定は、施行日以後に退職した者について適用するものとし、施行日前に退職した者に係る障害一時金については、なお従前の例による。  
2 新共済法第八十七条の六の規定の適用については、旧共済法による年金は、新共済法による年金とみなす。  
(施行日前の組合員期間を有する者の障害共済年金等の特例)

(障害共済年金の支給要件の特例)  
第二十三条 新共済法第八十一条第三項の規定による障害共済年金は、同一の傷病による障害について障害年金又は国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(以下附則第十六条までにおいて「旧国民年金法」という。)による障害年金を受ける権利を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

(障害年金と障害共済年金とを併給する場合の取扱い、等)

第二十六条 施行日前における組合員である間の傷病により施行日以後において障害の状態にある者に対する障害共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第八十七条の二の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の障害共済年金及び障害一時金に関する規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

東洋の學  
第二十四條 新共濟法第八十二條第四項及び第八

**第二十七条** 施行日前に退職した者に対する新共済法の遺族共済年金に関する規定の適用について

では、新共済法第八十八条规定第一項第三号中「障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金」とあるのは「障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある障害年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(次号において「昭和六年改正前の法」という。)の規定による障害年金(他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。)」と、同項第四号中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。)」とする。

前項に定めるもののほか、施行日前に退職した者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の受給権者が六十五歳以上の妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものであるときは、当該遺族共済年金の額のうち新共済法第十八条第一項第一号イ又は同項第二号イに掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 新共済法第九十条に規定する加算額(附則第十三条の規定又は新共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)にそれぞれ附則別表第一の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

2 新共済法第九十一条の規定によりその額が加算された遺族  
金等改正法附則第七十三条第一項の規定により  
その額が加算された遺族厚生年金の支給を受け  
ることができるときは、その間、第一項の規定  
により加算する金額に相当する部分の支給を停  
止する。

3 新共済法第九十三条第一項の規定は、第一項  
の規定による加算額について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族  
金等改正法附則第七十三条第一項の規定により  
その額が加算された遺族厚生年金の支給を受け  
ることができるときは、その間、第一項の規定  
により加算する金額に相当する部分の支給を停  
止する。





退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める額を控除した額」と読み替えるものとする。

(通算退職年金等の額の改定)

第四十条 通算退職年金(特例退職年金を含む。)

については、施行日の属する月分以後、その額を次に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額

二 債給年額の十二分の一の額の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

3 前項の規定により改定すべき通算退職年金で旧共済法第七十九条の二第五項(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に該当するものについては、旧共済法第七十九条の二第五項の合算額のうちの一つ額に係る年金ごとに前項の規定の例により改定した額の合算額をもつて、当該通算退職年金の額とする。

3 特例退職年金で旧共済法附則第十三条の十六

第一項の規定によりその額が改定されたものについては、第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月分以後、その額を、同条第二項の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額に改定する。

(障害年金の特例支給)

第四十一条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもの(障害年金の受給権者を除く。)で施行日の前日において退職したとしたならば、同日において障害年金を受ける権利を有することとなるものには、その者が施行日の前日において退職したものとみなして、旧共済法及び旧施行法の障害

年金に関する規定の例により、障害年金を支給する。この場合においては、次条から附則第四十四条までの規定を適用する。

2 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもののうち、障

害年金の支給が旧共済法第八十五条第一項の規定により停止されていた者で施行日の前日において退職したとしたならば同日において障害年金の額が改定されこととなるものについて

は、同日において当該障害年金の額を改定する。

(障害年金の額の改定)

第四十二条 旧共済法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金(以下「公務による障害年金」という。)の額については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額の百分の七十五(旧共済法別表第三の上欄に掲げる障害の程度(以下「旧共済法の障害等級」という。)の額に相当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百ととする。)に相当する額に俸給年額の百分の十(旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の三十とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。)に相当する額を加えた金額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における障害年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を超えるときは、俸給年額に相当する金額とする。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額に、俸給年額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額(次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。)

二 組合員期間の年数が十年を超えて二十年以下の場合は、障害年金基礎額に、組合員期間の百分の二・五に相当する額を加算して得た

その超える年数(当該年数が十五年を超えるときは、十五年)一年につき二万四千六百円とする。

二十四条までの規定を適用する。

2 施行日の前日において組合員であつた者で施

行日以後引き続き組合員であるもののうち、障

害年金の支給が旧共済法第八十五条第一項の規定により停止されていた者で施行日の前日において退職したとしたならば同日において障害年金の額が改定されこととなるものについて

は、同日において当該障害年金の額を改定する。

(障害年金の額の改定)

第四十三条 旧共済法第八十五条第一項第二号附則第二十二条第三項に規定する移行障害年金(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二条第一項第二号の規定による障害年金)の額については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の百分の七十五(旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百ととする。)に相当する額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合

四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額に、俸給年額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額(次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。)

二 組合員期間の年数が十年を超えて二十年以下の場合は、障害年金基礎額に、組合員期間の百分の二・五に相当する額を加算して得た

障害年金の額を改定する。

(障害の程度が変わった場合の年金額の改定)

第四十四条 障害年金を受ける権利を有する者の

金額に、二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する金額を加算し

て得た金額

三 組合員期間の年数が二十年を超えて三十年以下の場合は、組合員期間の年数が二十年

であるものとして前号の規定により求めた金額に、二十年を超える年数一年につき障害年

年を超えるときは、当該政令で定める金額に

十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た

(障害年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い)

第四十五条 障害年金の受給権者が組合員である

間において、その者の標準報酬の等級が新共済

法第七十六条第二項に規定する政令で定める等

級以下の等級である期間があるときは、その期

間について、当該標準報酬の等級の高低に応

じて政令で定めるところにより、それぞれ、当

該障害年金の額のうち、当該障害年金の基礎と

なつてゐる組合員期間を基礎として新共済法第

八十二条第一項第一号及び新施行法第十二条の規定並びに附則第九条の規定の例により算定した額の百分の二十、百分の五十及び百分の八十に相当する金額（当該障害年金が旧共済法の障害等級の一級又は二級に該当するときは、当該金額に新共済法第八十三条の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額）に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

2 障害年金の受給権者が退職したときは、旧共済法第八十五条第二項の規定にかかわらず、その額の改定は行わない。

（他）未賃組金の組合員等である間ににおける支給停止）<sup>厚生年金保険の被保険者</sup>

第四十五条 退職年金 減額退職年金 通算退職年金又は障害年金の受給権者が新共済法第八十七条の二第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等となつた場合において、当該受給権者が昭和六十二年以後の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く。）における新共済法第八十条第一項に規定する所得金額が同項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該厚生年金保険の被保険者等である間、その超える年（翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべきこれらの年金について得た額（当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に、百分の五十を乗じて得た額）に同項に規定する政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

前項の規定を適用して計算した昭和六十三年八月分以後の退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の額が、その者が施行日の前日において現に支給を受けているこれらの年金の額より少ないとときは、同項の規定にかかわらず、その額をもつて、同項の規定の適用後の

当該年金の額とする。

3 旧共済法第七十七条第四項から第六項まで及び第七十九条第三項並びに旧施行法第十五条第二項及び第三項、第十七条の二並びに第十八条の規定並びに附則第八十四条の規定による改正前の昭和五十四年法律第七十二条附則第三十三条第三項の規定は、昭和六十三年七月までの分として支給される退職年金又は減額退職年金に係る支給停止については、なおその効力を有する。この場合においては、旧共済法第七十七条第四項（旧共済法第七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに旧施行法第十七条の二第一項及び第十八条第一項中「その超える年の翌年六月から翌々年五月まで」とあるのは、「その超える年が昭和六十年であるときは、昭和六十一年六月から昭和六十二年七月まで、その超える年が昭和六十年であるときは、昭和六十二年八月から昭和六十三年七月まで」と、旧施行法第十五条第三項中「その年の翌年六月から翌々年五月まで」とあるのは「その年が昭和六十年であるときは、昭和六十一年六月から昭和六十二年七月まで、その年が昭和六十年であるときは、昭和六十二年八月から昭和六十三年七月まで」とする。

4 前二項に定めるもののはか、第一項の規定による年金の支給の停止に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（遺族年金の額の改定）

第四十六条 遺族年金（旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を除く。以下この条において同じ。）については、施行日以下の月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該遺族年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額に改定する。

一 公務による遺族年金（旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金をいう。以下同じ。）四十九万一千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として

政令で定める金額に、俸給年額の百分の二十に相当する金額を加えた金額（以下この条において「遺族年金基礎額」という。）組合員期間（当該遺族年金の基礎となつた組合員期間に限る。以下この項において同じ。）が二十年を超えるときは、二十年を越えて三十年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する金額を、三十五年を超える期間についてはその超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額を加えた金額）

二 旧共済法第八十八条第二号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二条附則第二十二条第三項第一号及び第二号に掲げる移行遺族年金を含む。）当該遺族年金に係る組合員であつた者が受けた権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職年金若しくは障害年金を支給しなかつたものとしていた場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきであつた退職年金）の額を附則第三十五条の規定により改定するものとした場合における当該改定後の退職年金の額の百分の五十に相当する金額

三 旧共済法第八十八条第三号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二条附則第二十二条第三項第三号に掲げる移行遺族年金を含む。）当該遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額）

四 旧共済法第八十八条第四号の規定による遺族年金（遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額）

定により遺族年金を改定する場合について、な

おその効力を有する。

3 第一項の規定による改定後の遺族年金の額（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三の規定の適用があるときは、同条の規定により加えることとされた金額を加えた額）が、施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定められた金額を加えた額）が、施行日の前日における遺族年金の額が、俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該百分の七十に相当する金額を当該公務による遺族年金の額とする。

4 旧共済法第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定は、前二項の規定により遺族年金の額を改定する場合において、なおその効力を有する。

5 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の五第一項の規定の適用については、同項中「当該各号に掲げる額」とあるのは「当該各号に掲げる額（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十三条に規定する昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を当該各号に掲げる額に乘じて得た金額を基準として政令で定める額）」と読み替えるものとする。

6 前各項の規定による改定後（通算遺族年金等の額の改定）

（通算遺族年金等の額の改定）

三並びに第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定の適用について必要な技術的読替えその他これらとの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（通算遺族年金等の額の改定）

施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額より少ないときは、その額をもつて、第一項の規定による改定後の遺族年金の額が

第四十七条 通算遺族年金（旧共済法附則第十三

条の十八第二項に規定する特例遺族年金を含む)については、施行日の属する月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして附則第四十条の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十五に相当する額に改定する。

(船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額の特例等)

第四十八条 船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額については、施行日以後、その額を、次に掲げる年金の額のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 組合員期間に係る旧共済法による年金の附則第三十五条から前条までの規定による改定後の額

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員であつた者又はその遺族として受けべき旧船員保険法の規定による年金の額

前項の規定による選択は、施行日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることにより行うものとする。この場合において、同日までに申出がなかつたときは、同項各号に規定する年金のうち、その者が施行日の前日において受けける権利を有していた年金に相当するいづれか一の年金を選択したものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、船員組合員であつた者が組合員でない船員であつた期間を有する場合における年金の額の特例その他の船員組合員であつた者に対する旧共済法による年金に關し必要な事項は、政令で定める。

(衛視等であつた者の特例)

第四十九条 退職年金の受給権者が衛視等(旧共済法附則第十三条に規定する衛視等をいう。以下この条において同じ。)である場合における附則第三十五条の規定による退職年金の額の改定の特例その他衛視等であつた者に対する同条から前条までの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

(退職年金等の額の自動改定)

第五十条 旧共済法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通常算退職年金を除く。)については、物価指数が昭和六十年(この項の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数の百分の百五十五を超えて、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金の額を改定する。

2 前項の規定による年金の額の改定の措置は、政令で定める。

3 退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額が附則第三十五条第三項(附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条第三項(附則第三十九条において準用する場合を含む。)、第三十六条第六項の規定(以下この項において「従前額保障の規定」という。)により、施行日の前日における年金額をもつて改定後の年金額とされたものである場合における第一項の規定による年金の額の改定は、従前額保障の規定の適用がないものとした場合の当該年金の額について行うものとし、その改定後の当該年金の額が従前額保障の規定による年金の額より少ないときは、その額をもつて同項の規定による改定後の年金の額とする。

(国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金の額の改定に関する特例)

第五十一条 国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金に対する附則第三十五条第一項、第四十条第一項、第四十二条第一項及び第四十六条第一項並びに附則第四十条第一項、第四十二条第一項及び第四十六条第一項中「昭和五十四年度基準物価上昇比率」とあるのは「一・一二

二」とする。

2 国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金に対する附則第三十六条第二項(附則第三十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項各号に掲げる金額は、同項においては、長期給付財政調整事業が実施されている間、同項中及び附則第十二条の四第一項及び第三項」とする。

3 前条第一項の規定により、旧共済法による年金の額の改定の措置を講じる場合には、国鉄共済組合が支給している旧共済法による年金については、同項の規定にかかわらず、国鉄共済組合の組合員の長期給付に要する費用の負担状況、長期給付財政調整事業の実施状況、他の公的年金制度における給付水準その他の諸事情を総合勘案して行うものとする。この場合においては、前条第二項の規定に基づく政令で、国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金の額の改定に関する特別の定めをすることができる。

4 前項の規定は、新施行法第三条の規定によりなお従前の例により支給される年金である給付のうち国鉄共済組合が支給するものに対し新施行法第三条の二第一項の規定による年金の額の改定の措置を講じる場合について準用する。この場合においては、前項中「前条第二項」とあるのは、「新施行法第三条の二第一項」と読み替えるものとする。

(更新組合員等であつた者の退職年金等の額の改定の特例)

第五十二条 退職年金又は減額退職年金の受給権者が組合員期間二十年未満の更新組合員等であつた場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項中「次に掲げる金額を合算した額」とあるのは、「組合員期間が二十年であるもの」として算定した次に掲げる金額の合算額の二十分の一に相当する金額に当該年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数を乗じて得た金額」とする。

2 退職年金又は減額退職年金の受給権者が撃除期間等の期間を有する更新組合員等であつた者

である場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項各号に掲げる金額から、その金額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た金額の百分の四十五に相当する金額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

3 前項の場合において、同項に規定する更新組合員等であつた者の同項に規定する組合員期間の年数が三十年を超えるときは、同項中「控除期間等の期間の年数」とあるのは、「控除期間等の期間の年数」(同項第一号に掲げる金額については、前条第二項の規定に基づく政令で、国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金の額の改定に関する特別の定めをすることができる。)とし、同項第一号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して三十一年を超える部分の年数を除き、同項第一号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して四十年を超える部分の年数を除く。)とする。

4 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する更新組合員等であつた者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合において、旧施行法第十二条の規定(他の法令においてその例によることとされる同条の規定を含む。以下この条において同じ。)がなおその効力を有していたとしたならば旧施行法第十二条第六項又は第七項の規定により当該退職年金又は減額退職年金の額が改定されるものであり、かつ、その達した日の属する月においてその者が支給を受けている退職年金又は減額退職年金の額(その額について、附則第五十条の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)が施行日の前日においてその達した日の属する月においてその者が支給を受けている退職年金又は減額退職年金の額(その額について、附則第五十条の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)が施行日の前日においてその達した日の属する月の翌月分以

後、その額を、当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額に相当する額に改定する。この場合においては、附則第五十条第三項の規定を準用する。

(更新組合員等であつた者の退職年金の支給停止の特例)

4  
前三項の規定は、旧公企体共済法附則第四条  
第二項に規定する更新組合員であつた者（移行  
組合員等を除く）が受ける権利を有する退職年  
金については、適用しない。  
(更新組合員等であつた者の障害年金の額の改  
定の特例)

五十三条 旧施行法第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上である更新組合員等であつた者で四十五歳以上のものが受ける権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七条第二項及び旧施行法第十五条第一項の規定にかかわらず、その額に同号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の半数で除して得に割合を乗じて算出した額の百分

金数で例して得た場合を乗じて得た金額の百分の五十(その者が五十歳に達した後五十五歳に達するまでの間にあつては百分の七十とし、その者が五十五歳に達した後にあつては百分の百とする。)に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

とあるのは、一旧施行法第二十二条第五項において準用する。旧施行法第十一條第六項又は第七項」と読み替えるものとする。  
(更新組合員等であつた者に係る公務による遺族年金の額の改定の特例)

旧施行法第七条第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数を一年につき恩給法の俸給年額（施行日の前日

「従前額保障の規定による年金の額に、附則第七条第一項各号に掲げる期間に応じ、同項各号に掲げる金額に第一項に規定する比率を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額）」とする。

の超える部分の年数

施行法第二条第一項第十八号に規定する旧法の俸給年額をいい、改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十四条第二項第二号の規定により当該旧法の俸給年額とみなされたものを含む。)の三百分の一(当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるそ

前項の規定は、更新組合員等であつた者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち前項各号に掲げる期間があるものに対する附則第五十一条(附則第五十二条第四項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。この場合においては、前項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、「当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する

の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分に限り、その者が五十歳に達した日の属する月の翌月分以後、支給の停止は行わない。

**は「旧施行法第三十一条の規定」と、「旧施行法第十一  
条第六項又は第七項」とあるのは「旧施行法第三十  
一条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。**

前二項の規定により支給の停止を行わないこととされた退職年金の額が、その者が施行日の前日において、旧施行法第十五条又は第十六条の規定により現に支給を受けていた退職年金の額より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、その現に支給を受けていた額をもつて、これらの規定により支給の停止を行わないこととする。この場合においては、附則第五十条第三項の規定を準用する。

二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する附則第五十二条第一項の規定を適用するものとする。  
（更新組合員等であつた者に係る遺族年金の額の改定の特例）

職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た金額。次号において同じ。)

〔前額保障の規定による年金の額に、附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、同項各号に掲げる金額に第一項に規定する比率を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額）〕とする。

一 旧施行法第七条第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間、その年数に一年につき恩給法の俸給年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第十七号に規定する恩給法の俸給年額をいい、改正前の昭和五十八年法律第八十一号附則第二十四条第二項第二号の規定により当該恩給法の俸給年額とみなされたものを含む。）の三百分の一（当該年金の受給者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）に相当する金額（当該年金が減額退

の超える部分の年数  
一)に相当する金額

施行法第二条第一項第十八号に規定する旧法の俸給年額をいい、改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十四条第二項第二号の規定により当該旧法の俸給年額とみなされたものを含む。)の三百分の一(当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるそ

(未帰還者に係る年金の特例)  
第五十八条 附則第三十五条か  
第五十条を除く。)の規定は、

2 前項の規定は、更新組合員等であつた者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうちに前項各号に掲げる期間があるものに対する附則第五十条(附則第五十二条第四項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。この場合においては、前項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、「当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、遺族年金の支給を受けれる者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

(未帰還者に係る年金の特例)  
第五十八条 附則第三十五条から前条まで（附則第五十条を除く。）の規定は、旧施行法第四十九条第三項の規定により支給される年金については、適用しない。  
(琉球政府等の職員であつた者の退職年金等の額の特例)

和五十八年法律第八十二号附則第二十九条第一項に規定する企体復帰更新組合員であつた者を含む。)に係る旧共済法による年金の額の改定に関する特例その他の新施行法第三十三条第六号に規定する琉球政府等の職員であつた者に係るこの附則の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(移行組合員等に関する退職年金等の特例)

第六十条 移行組合員等で旧施行法第五十一条の十三第一項第一号の申出をした者が受ける権利を有する旧共済法による年金のうち当該申出に係るもので施行日の前日において現に支給されていた年金については、附則第三十六条、第三十九条及び第四十四条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する年金の受給権者が組合員であるときは、その者は新共済法第八十条第一項に規定する他の共済組合の組合員等であるものとみなし、その者の同項に規定する所得金額に応じ、附則第四十五条の規定の例により、その額の一部の支給を停止する。

(脱退一時金等に関する経過措置)

第六十一条 施行日前に組合員であつた期間を有する者が施行日以後に六十歳に達したとき、若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後に退職したとき、又は施行日以後に六十歳未満で死亡したときにおいて、旧共済法の規定が適用されるとしたならば支給されることとなる脱退一時金又は特例死亡一時金は、支給しない。

(脱退一時金等の返還)

第六十二条 退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族が退職年金を受ける権利を有するときは、当該脱退一時金又は特例死亡一時金は、支給しない。

らの年金の受給権者は、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する金額を加えた金額(以下この条において「支給額等」という。)を施行日から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員等共済組合連合会(これらの年金が新規法第百十六条第五項に規定する公共企業体等の組合から支給されるものであるときは、当該公共企業体等の組合。以下「連合会等」という。)に返還しなければならない。

一 昭和五十四年改正前の旧公企体共済法の規定による退職一時金及び返還一時金(これらの一時金とみなされた給付を含む。)

二 昭和五十四年改正前の旧公企体共済法の規定による退職一時金及び返還一時金

2 前項に規定する年金の受給権者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額をそのまま受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員(新施行法第二条第四号に規定する恩給公務員をいう。以下同じ。)となつた更新組合員等又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員等となつた者であるときは、これらの年金の受給権者は、それぞれ旧施行法第四条及び第五条第一項及び第二項本文の規定(これらの規定に相当する旧公企体共済法の規定を含む。)を適用しないものとしたものとみなした場合に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第六十四条ノ二本文の規定により控除すべきこととなる金額の十五倍に相当する金額を、これらの年金を支給する連合会等に返還しなければならない。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給される当該年金の額から控除することにより返還する旨を施行日から六十日を経過する日以前に、当該年金を支給する連合会等に申し出ることができる。

3 前項の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族が退職年金に係る組合員であつた者がこれらの中の年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間につき旧法等(新施行法第二条第一号の二に規定する旧法等をいう。)の規定による退職一時金の支給を受けた者である場合について準用する。

(旧共済法による長期給付に要する費用の負担)

給を受けた期間の月数(その月数が二百四十九月を超えるときは、二百四十九月)を二百四十九月で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額とする。

6 前各項に定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に係る一時金の返還に関し必要な事項は、政令で定める。

(一時恩給等の返還)

第六十三条 退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者が一時恩給(新施行法第二条第八号に規定する一時恩給をいう。以下この条において同じ。)を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員(新施行法第二条第四号に規定する恩給公務員をいう。以下同じ。)となつた更新組合員等又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員等となつた者であるときは、これらの年金の受給権者は、それぞれ旧施行法第四条及び第五条第一項及び第二項本文の規定(これらの規定に相当する旧公企体共済法の規定を含む。)を適用しないものとしたものとみなした場合に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第六十四条ノ二本文の規定により控除すべきこととなる金額の十五倍に相当する金額を、これらの年金を支給する連合会等に返還しなければならない。

2 前条第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

3 前条の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの中の年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間につき旧法等(新施行法第二条第一号の二に規定する旧法等をいう。)の規定による退職一時金の支給を受けた者である場合について準用する。

5 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、新共済法第九十九条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

5 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、新共済法第九十九条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

4 当該費用のうち、附則第三十条第一項の規定により国又は日本国有鉄道が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、同項の規定の例により、国又は日本国有鉄道が負担する。

4 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、新共済法第九十九条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

5 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、新共済法第九十九条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

6 第六十五条 昭和六十一年度以後において、国又は日本国有鉄道が、新共済法第九十九条第三項の規定並びに附則第三十一条第一項及び前条の規定による負担をする場合においては、附則第八十六条の規定による改正後の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五条の規定の適用について、同項中「支給を受けた額」とあるのは、「支給を受けた額を、これらの年金の支

第六十四条 旧共済法による年金(施行日以後に支給される旧共済法又は旧公企体共済法の規定による一時金を含む。)の給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

1 当該費用のうち、組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつているものに対応する費用について、新施行法第五十四条の規定による費用の負担の例によ

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則第三十一条第一項及び第六十四条の規定」と、「公共企業体」とあるのは「日本国有鉄道」とし、たゞこの事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第七十一号)附則第十五条の規定の適用については、同条第一項中「新共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二」とあるのは「国家公務員等共済組合法第九十九条第三項並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則第三十一条第一項及び第六十四条」と、同条第三項中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条」とし、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「新共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二」とあるのは「国家公務員等共済組合法第九十九条第三項並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則第三十一条第一項及び第六十四条」とあるのは「第三十五条」とする。

(改正後の別表第一第三号中「第一号に規定する場合」の下に「及び当該同一の事由により国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」を加える。)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)(一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。  
附則第八項中「俸給の月額に」を削り、「第百条第二項」を「第百条第三項」に、「定められた割合を乗じて得た額を合計した額」を「算定された掛金の合計額に相当する額」に改める。  
附則第九項を削る。  
附則第十項中「前二項」を「前一項」に改め、同項を附則第九項とする。  
附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とし、附則第十三項を附則第十二項とする。  
附則第十四項中「附則第十一項」を「附則第十一項に改め、同項を附則第十三項とする。  
附則第十五項中「附則第十一項から第十四項まで」を「附則第十一項から第十三項まで」に改め、同項を附則第十四項とする。  
附則第十六項を附則第十五項とする。(防衛厅職員給与法の一部改正)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。  
附則第十九項中「附則第十一項から第十三項まで」を「附則第十一項から第十四項まで」に改め、同項を附則第十五項とする。  
附則第十七項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第十一項から第十三項まで」に改める。  
附則第十八項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第十一項から第十三項まで」に改める。  
附則第十九項中「附則第十一項から第十三項まで」に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)(一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「第百条第三項」に、「定められた割合を乗じて得た額を合計した額」を「算定された掛金の合計額に相当する額」に改める。  
附則第九項を削る。  
附則第十項中「前二項」を「前一項」に改め、同項を附則第九項とする。  
附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とし、附則第十三項を附則第十二項とする。  
附則第十四項中「附則第十一項」を「附則第十一項に改め、同項を附則第十三項とする。  
附則第十五項中「附則第十一項から第十四項まで」を「附則第十一項から第十三項まで」に改め、同項を附則第十四項とする。  
附則第十六項を附則第十五項とする。(防衛厅職員給与法の一部改正)

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第三条第三号中「統轄する都道府県」の下に「又は国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第五十四条の二 第五十四条の二及び第五十五条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第五十五条の二 第五十五条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第五十六条の二 第五十六条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第五十七条の二 第五十七条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第五十八条の二 第五十八条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第五十九条の二 第五十九条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第六十条の二 第六十条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第六十一条の二 第六十一条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第六十二条の二 第六十二条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第六十三条の二 第六十三条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第六十四条の二 第六十四条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第六十五条の二 第六十五条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第六十六条の二 第六十六条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第六十七条の二 第六十七条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第六十八条の二 第六十八条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第六十九条の二 第六十九条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第七十条の二 第七十条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第七十一条の二 第七十一条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第七十二条の二 第七十二条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第七十三条の二 第七十三条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第七十四条の二 第七十四条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第七十五条の二 第七十五条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第七十六条の二 第七十六条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第七十七条の二 第七十七条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第七十八条の二 第七十八条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第七十九条の二 第七十九条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第八十条の二 第八十一条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第八十一条の二 第八十二条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第八十二条の二 第八十三条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第八十三条の二 第八十四条の二第一項に改める。

(国民年金法第三条第一項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。  
第八十四条の二 第八十五条の二第一項に改める。



これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。」を「他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」に改める。

第二十八条第一項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付（老齢厚生年金）」を「適用対象被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするもの）」に、「同法による年金たる保険給付」を「適用対象被用者年金各法による年金たる給付」に改める。

第三十条の二第四項中「又は第四十七条の二の規定による障害厚生年金について、同法第五十二条」を「若しくは第四十七条の二の規定による障害厚生年金又は国家公務員等共済組合法第八十一条第一項若しくは第三項の規定による障害共済年金について、厚生年金保険法第五十二条又は国家公務員等共済組合法第八十四条」に改める。

第三十三条の二に次の二項を加える。

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持していたこと又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の二第一項第一号中「あること」を「あり、かつ、現に婚姻をしていないこと」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保險者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第三十七条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「被保険者又は被保險者であつた者」とあるのは、「夫」と読み替えるものとする。

第八十五条第一項第一号中「第九十四条の二第二項」を「各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項」に改め、「算定した率を」の下に

「合算した率を」を加える。

第九十四条の三を第九十四条の五とし、同条の前に次の二項を加える。

（報告）

第九十四条の四 社会保険庁長官は、国家公務員等共済組合連合会に対し、大蔵大臣を経由して、国家公務員等共済組合連合会に係る被保険者の数その他の厚生省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 国家公務員等共済組合連合会は、厚生省令の定めるところにより、大蔵大臣を経由して前項の報告を行うものとする。

3 厚生大臣は、前二項に規定する厚生省令を定めるときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第九十四条の二の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第二号被保険者の総数と第三号被保険者の総数とを合算した数」を「当該年度における当該被用者年金保険者に係る被保険者（厚生年金保険の管掌者たる政府あつては、厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、国家公務員等共済組合連合会に係る被保険者（国家公務員等共済組合連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ）とする。）の総数」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「に規定する」を「の場合において」に、「第二号被保険者の総数及び第三号被保険者を」に改め、同項を同条第一項とし、同条を第九十四条の三と同じ」とする。

3 前二項に規定するもののほか、国家公務員等共済組合連合会に係る基礎年金拠出金の納付に必要な事項は、政令で定める。

第九十四条の二第二項を同条第五項として、同条の次に次の二項を加える。

4 第百一条第一項中「給付に関する処分」の下に「基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分」を加え、同条第五項を同条第五項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

5 国家公務員等共済組合連合会が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は、国家公務員等共済組合の定めるところにより、同法に定める審査機関に審査請求をすることができる。

6 前項の規定による国家公務員等共済組合連合会が行つた障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

7 前項の規定による国家公務員等共済組合連合会が行つた障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

第八十八条中「受給権者に対する」の下に「適用対象被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは」を加え、「被用者年金各法に定める組合（厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合及び地方公務員等共済組合法第百五十二条第一項に規定する地方議会議員共済会を含む。以下同じ。）若しくは国家公務員等共済組合連合会」を「法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）若しくは国家公務員等共済組合連合会」に改め、同項第一号中「厚生年金保険法を除く。」を削り、「以下組合」という「国家公務員等共済組合」を「被用者年金各法」に改める。

附則第三条の二に次の二項を加える。

（被保険者の資格の特例）

第三条の二 第七条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「組合員」と「被用者年金各法」を除くに改め、同項第一号中「厚生年金保険法を除く。」を削り、「以下組合」という「国家公務員等共済組合」を「被用者年金各法」に改める。

第八十五条第一項第一号中「第九十四条の二第二項」を「各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定するものほか、国家公務員等共済組合連合会」を「法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）若しくは国家公務員等共済組合連合会」に改め、「算定した率を」の下に「基礎年金拠出金」

「厚生年金保険の管掌者たる政 府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。」

第九十四条の二 第百八条の次に次の二項を加える。

（報告）

第九十四条の四 社会保険庁長官は、必要があるとして、国家公務員等共済組合連合会に係る被保険者の数その他の厚生省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 国家公務員等共済組合連合会は、毎年度、基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

3 厚生大臣は、前二項に規定する厚生省令を定めるときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第九十四条の二の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第二号被保険者の総数と第三号被保険者の総数とを合算した数」を「当該年度における当該被用者年金保険者に係る被保険者（厚生年金保険の管掌者たる政府あつては、厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、国家公務員等共済組合連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ。）とする。」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「に規定する」を「の場合において」に改め、同項を同条第一項とし、同条を第九十四条の三と同じ」とする。

4 被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

5 国家公務員等共済組合連合会が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は、国家公務員等共済組合の定めるところにより、同法に定める審査機関に審査請求をすることができる。

6 前項の規定による国家公務員等共済組合連合会が行つた障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

7 前項の規定による国家公務員等共済組合連合会が行つた障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

第八十八条中「受給権者に対する」の下に「適用対象被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは」を削り、「被用者年金各法」を「以下組合」という「国家公務員等共済組合」を「被用者年金各法」に改める。

附則第三条の二に次の二項を加える。

（被保険者の資格の特例）

第三条の二 第七条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「組合員」と「被用者年金各法」を除くに改め、同項第一号中「厚生年金保険法を除く。」を削り、「以下組合」という「国家公務員等共済組合」を「被用者年金各法」に改める。

第八十五条第一項第一号中「第九十四条の二第二項」を「各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定するものほか、国家公務員等共済組合連合会」を「法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）若しくは国家公務員等共済組合連合会」に改め、「算定した率を」の下に「基礎年金拠出金」

「厚生年金保険の管掌者たる政 府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。」

第九十四条の二 第百八条の次に次の二項を加える。

（報告）

第九十四条の四 社会保険庁長官は、必要があるとして、国家公務員等共済組合連合会に係る被保険者の数その他の厚生省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 国家公務員等共済組合連合会は、毎年度、基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

3 厚生大臣は、前二項に規定する厚生省令を定めるときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第九十四条の二の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第二号被保険者の総数と第三号被保険者の総数とを合算した数」を「当該年度における当該被用者年金保険者に係る被保険者（厚生年金保険の管掌者たる政府あつては、厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、国家公務員等共済組合連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ。）とする。」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「に規定する」を「の場合において」に改め、同項を同条第一項とし、同条を第九十四条の三と同じ」とする。

4 被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

5 国家公務員等共済組合連合会が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は、国家公務員等共済組合の定めるところにより、同法に定める審査機関に審査請求をすることができる。

6 前項の規定による国家公務員等共済組合連合会が行つた障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

7 前項の規定による国家公務員等共済組合連合会が行つた障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

第八十八条中「受給権者に対する」の下に「適用対象被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは」を削り、「被用者年金各法」を「以下組合」という「国家公務員等共済組合」を「被用者年金各法」に改める。

附則第三条の二に次の二項を加える。

（被保険者の資格の特例）

第三条の二 第七条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「組合員」と「被用者年金各法」を除くに改め、同項第一号中「厚生年金保険法を除く。」を削り、「以下組合」という「国家公務員等共済組合」を「被用者年金各法」に改める。

第八十五条第一項第一号中「第九十四条の二第二項」を「各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定するものほか、国家公務員等共済組合連合会」を「法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）若しくは国家公務員等共済組合連合会」に改め、「算定した率を」の下に「基礎年金拠出金」

「厚生年金保険の管掌者たる政 府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。」

第九十四条の二 第百八条の次に次の二項を加える。

（報告）

第九十四条の四 社会保険庁長官は、必要があるとして、国家公務員等共済組合連合会に係る被保険者の数その他の厚生省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 国家公務員等共済組合連合会は、毎年度、基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

3 厚生大臣は、前二項に規定する厚生省令を定めるときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第九十四条の二の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第二号被保険者の総数と第三号被保険者の総数とを合算した数」を「当該年度における当該被用者年金保険者に係る被保険者（厚生年金保険の管掌者たる政府あつては、厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、国家公務員等共済組合連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ。）とする。」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「に規定する」を「の場合において」に改め、同項を同条第一項とし、同条を第九十四条の三と同じ」とする。

4 被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

5 国家公務員等共済組合連合会が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は、国家公務員等共済組合の定めるところにより、同法に定める審査機関に審査請求をすることができる。

6 前項の規定による国家公務員等共済組合連合会が行つた障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

7 前項の規定による国家公務員等共済組合連合会が行つた障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

第八十八条中「受給権者に対する」の下に「適用対象被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは」を削り、「被用者年金各法」を「以下組合」という「国家公務員等共済組合」を「被用者年金各法」に改める。

附則第三条の二に次の二項を加える。

（被保険者の資格の特例）

第三条の二 第七条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「組合員」と「被用者年金各法」を除くに改め、同項第一号中「厚生年金保険法を除く。」を削り、「以下組合」という「国家公務員等共済組合」を「被用者年金各法」に改める。

第八十五条第一項第一号中「第九十四条の二第二項」を「各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定するものほか、国家公務員等共済組合連合会」を「法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）若しくは国家公務員等共済組合連合会」に改め、「算定した率を」の下に「基礎年金拠出金」



法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

**附則第四条第一項中「以下「改正前の法」とい  
う。」を削り、同条第三項及び第四項を削る。**

**第八十二条** 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する

法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）の一部を次のようて改正する。

附則第十条を次のように改める。

**第十条** 削除  
第八十三条 昭和四十一年度以後における国家公

務員共済組合等からの年金の額の改定に関する  
法律等の一項を改正する法律（昭和五十一年法）

法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

**附則第三条を次のように改める。**

附則第四条中「一部施行日」を「附則第一条第三号ニ定める日」、「改正前」を「第二条の

三号規定の存続」、「改正前の法」を「第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に

第八十四条 昭和四十二年度以後における国家公改める。

務員共済組合等からの年金の額の改定に関する  
去革等の一部を改正する法律（昭和五十四年法）

法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

**附則第四条中「次条において同じ。」を削る。**  
**附則第四条の二を削る。**

附則第七条第一項から第四項までを削る。

〔昭和四十〕年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置

**第八十五条** 前条の規定による改正前の昭和四十

二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正

する法律附則第七条第一項又は第四項の規定によりその列による二種に就ては同法第二条の規定

定による改正前の国家公務員共済組合法（以下

この条において「昭和五十四年改正前の共済法」という。の規定による返還一時金又は死亡一時

(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

八の二 新國家公務員等共済組合法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第号。（昭和六十年法律第二号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第十条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法をいう。

より厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものと含む。以下この条において同じ。」

金で、昭和五十四年改正前の共済法の規定によると、退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後に退職したとき、又は施行日以後に以後に死亡したときにおいて昭和五十四年改正前の共済法の規定が適用されたとしたならば支給されることとなるものについては、なお從前判例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するときは又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該返還一時金又は死亡一時金は支給しない。

(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十六条 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十八条から第三十三条までを次のように改める。

第十八条から第三十三条まで 削除

附則第三十四条に次のただし書きを加える。

ただし、その者が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二号)第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の規定による年金である長期給付を受ける権利を有するときは、当該一時金である長期給付は支給しない。

附則第三十五条第一項を削り、同条第一項を

金、移行減額退職年金、移行通算退職年金、  
行障害年金、移行遺族年金及び移行通算遺族年  
金（次項において「移行年金」という。）は、そ  
ぞれ第一条の規定による改正前の国家公務員等  
共済組合法の規定による退職年金、減額退職年  
金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び  
算遺族年金とみなす。

2 別段の定めがあるもののほか、施行日前に付  
事由が生じた移行年金については、なお従前  
の例による。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改  
正）

第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律  
(昭和六十年法律第 号)の一部を次のよ  
うに改正する。

附則第二条第一項中「以下単に「共済組合」とい  
て「国家公務員等共済組合」を除く。第四項において  
「適用除外共済組合」に改め、同条第三項中  
「又は厚生年金保険の管掌者たる政府」を「國  
生年金保険の管掌者たる政府又は國家公務員等  
共済組合」に改め、「確認」との下に「国家公  
務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十一  
八号）第一百三条第一項中「組合員期間」とあるの  
は「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六  
十年法律第 号）附則第二条第一項の規定によ  
りなおその効力を有するものとされた同条  
第一項の規定による廃止前の通算年金通則法  
（昭和三十六年法律第百八十一号）第七条第一項  
の規定による確認その他の組合員期間」とを加  
え、同条第四項中「共済組合」を「適用除外共済  
組合」に改める。

イ 新厚生年金保険法  
ロ 新国家公務員等共済組合法  
をいう。  
附則第五条第九号中「被用者年金各法」を削り、「保険料免除期間」の下に「被用者年金保険者」を加え、「第五条第一項、同条第三項」を「第五条第二項」に改め、「同条第三項」の下に「、同条第六項」を加え、同条に次の一号を加える。  
十九 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ第八号の三〇に掲げる法律による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。  
附則第六条第一項中「第七条第一項に該当し、かつ、同条第一項各号」を「第七条第一項各号」に、「以下単に「組合員」」を「以下附則第四十三条及び第四十四条を除き、単に「組合員」」に改める。  
附則第七条第二項中「第九号」を「第十四号」に改める。  
附則第八条第二項中「厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者である期間）に改め、「前日までの期間に係るもの」の下に「第六項第四号の二及び第七号の二に掲げる期間並びに」を加え、同項に次の各号を加える。  
一 厚生年金保険の被保険者期間（附則第四



九 新國家公務員等共済組合法附則第十三条

第二項に規定する基準日前の同項に規定する衛視等(以下この号において単に「衛視等」という)であつた期間に係る國家公務員等共済組合の組合員期間(昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。)が十五年以上であること若しくは同項第二号イからホまでのいずれかに掲げる者であつて衛視等であつた期間に係る國家公務員等共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同法附則第十三条の五に規定する者であつて同条に規定する組合員期間(昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る)が十五年以上であること。

十 新國家公務員等共済組合法附則第十三条

第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金を受けることができること又は同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六の規定の適用を受けることにより同法による退職共済年金を受けることができる。

十一 昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号。以下「新國の施行法」という。)第八条第一号(同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。以下以下この号において同じ。)の規定に該当すること(昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第八条第一号(同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に該当すること)又は同号の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものとされるべき厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(新厚生年金保険第七十五条ただし書に該当するとき及び旧厚生年金保険法第七十五条第一号ただし書に該当するときを除く。又は船員保険の被保険者期間につき船員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(旧船員保険法第五十一条ノ二ただし書に該当するときを除く。)における当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の規定の適用に係るものを除く。)は、第一項第一号及び第三号の規定の適用については、附則第八条第一項の規定の適用に係るものは、第一項第一号及び第三号の規定に該当すること)。

と(昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第二十五条第一号に規定する警察在職年及び衛視等であつた期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。)

十一 新國の施行法第八条若しくは第九条(同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。)又は第二十五条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた新國家公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること(前号に該当する場合を除く。)。

十三 施行日の前日において、国家公務員等共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の受給権を有していたこと。

附則第十二条第三項を次のよう改める。

第一項第三号の規定を適用する場合における同号に規定する期間の計算については、旧附則第六条の規定を参考して政令で定めるところによる。

附則第十二条に次の一項を加える。

4 厚生年金保険の被保険者期間(他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものとみられるものその他の政令で定めるものとされるものとのを含む。)に限る。の受給権者(附則第三十一条第一項に規定する者を除く。)

二 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者(当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。)の受給権者(附則第三十一条第一項に規定する者を除く。)

附則第十四条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用上、老齢基礎年金の受給権者の配偶者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十五条に次の二項を加える。

6 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用については、附則第八条第一項の規定に該当する場合に準用する。この場合において、同条第一項並びに「第九十四条の二」に改め、同項を同条第三項とし、

項目各号に掲げる期間に算入せず、第一項第四号から第六号までの規定の適用については、これら規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間に算入せず、同項第七号の規定の適用については、同項第七号に規定する船員保険の被保険者期間に算入しない。

附則第十四条第一項中「ある者を含み、大正十五年四月二日以後に生まれた者に限る」を「ある者を含む」に、「被用者年金各法に基づく老齢又は退職支給事由とする年金たる給付」を「老齢厚生年金、退職共済年金」に改め、同項各号を次のように改める。

附則第十六条第一項中「又は施行日」を「施行日」に改め、「同じ」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加える。

附則第二十七条中「障害年金」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金」を加え、「又は通算老齢年金」を「若しくは通算老齢年金」を加える。

附則第三十一条第一項中「若しくは旧船員保険法による老齢年金」を「旧船員保険法による老齢年金又は国家公務員等共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。)に、「附則第九条の三」を「第三十七号第四号、附則第九条の一及び三」に改める。

附則第三十二条第一項中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改める。

附則第三十五条第三項中「除く。」は、「の下に附則第三十八条の二第一項並びに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を

「第一項」に、「負担する費用は、」を「負担する費用及び前項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用は、附則第三十八条の二第一項並びに「第九十四条の二」に改め、同項を同条第三項とし、

三項中「老齢基礎年金の受給権者の配偶者」とあるのは、「前条第一項各号に該当する者」と読み替えるものとする。

附則第十六条第一項中「障害厚生年金」の下に「、障害共済年金」を加える。

附則第十八条第四項中「第三項及び」を「第三項及び第四項並びに」に改める。

附則第十二条中「又は旧厚生年金保険法」を「、旧厚生年金保険法」に改め、「含む。」の下に

「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加える。

附則第十六条第一項中「又は施行日」を「施行日」に改め、「同じ」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加える。

附則第二十七条中「障害年金」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金」を加え、「又は通算老齢年金」を「若しくは通算老齢年金」を加える。

附則第三十一条第一項中「若しくは旧船員保険法による老齢年金」を「旧船員保険法による老齢年金又は国家公務員等共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。)に、「附則第九条の三」を「第三十七号第四号、附則第九条の一及び三」に改める。

附則第三十二条第一項中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改める。

附則第三十五条第三項中「除く。」は、「の下に附則第三十八条の二第一項並びに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を

「第一項」に、「負担する費用は、」を「負担する費用及び前項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用は、附則第三十八条の二第一項並びに「第九十四条の二」に改め、同項を同条第三項とし、



の適用については、遺族厚生年金とみなす。

附則第七十八条第一項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同条第二項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

附則第八十六条第一項中「旧船員保険法による老齢年金」の下に「若しくは国家公務員等共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）」を、「第三章第二節並びに」の下に「同法第五十八条第一項第四号」を加える。

附則第八十七条第一項中「及び第一項」を「及び第三項」に、「第五項から第七項」を「第六項から第八項」に改め、同条第三項中「第五項から第七項」を「第六項から第八項」に改める。

附則第一百三十五条中「第十三条の十二第二項」を「第十三条の三第二項」に改める。

附則別表第七中「大正十五年四月一日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者」を「昭和二年四月一日以前に生まれた者」に改める。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改訂

第八十九条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第一号）の一部を次のように改訂する。  
第一項並びに第七条の三第二項の改正規定中「

附則別表第一（附則第十四条関係）

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十一年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

「第七条の三第二項」を「第七条の四第一項」に改める。

第十三条のうち社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条の改正規定中「経由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する統括社会保険事務所」の下に「の都道府県」を「を管轄する統括社会保険事務所」にを加え、「区域を管轄する統括社会保険事務所」の下に改め、同条第五号中「都道府県知事の統轄する都道府県」を「統括社会保険事務所へ審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を経由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する統括社会保険事務所」を加える。

附則第十二条のうち国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の目次の改正規定中「第五十一条の三」を「第三十二条の二」に改め、「第五十一条の二」を「第三十二条の二」に改める。

附則第十二条のうち国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第九章の二中第五十条の三の二」を「第三十二条の二」に改める。

附則第十二条のうち国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第九章の二中第五十二条に、「第五十一条の三の二」を「第三十二条の二」に改める。

（職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十条 職業安定法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第一号）の一部を次のように改訂する。

附則第四条中「第五十一条の三の二」を「第三十二条の二」に改める。

（職業安定法等の一部を改正する法律の一部改訂）

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十一年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第二（附則第十五条、附則第十六条関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
昭和二年四月一日以前に生まれた者	千分の十	千分の〇・五	千分の〇・二五	千分の〇・一九
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までに生まれた者	千分の九・八六	千分の〇・五八	千分の〇・三三	千分の〇・二九
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までに生まれた者	千分の九・七二	千分の〇・六六	千分の〇・三三	千分の〇・二九
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までに生まれた者	千分の九・四四	千分の〇・八〇	千分の〇・四〇	千分の〇・二九
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までに生まれた者	千分の九・五八	千分の〇・七三	千分の〇・三七	千分の〇・二九
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までに生まれた者	千分の九・八六	千分の〇・四三	千分の〇・二九	千分の〇・二九
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九二	千分の〇・四六	千分の〇・二九
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九八	千分の〇・四九	千分の〇・二九
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九八	千分の〇・四九	千分の〇・二九
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九八	千分の〇・四九	千分の〇・二九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九八	千分の〇・四九	千分の〇・二九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九八	千分の〇・四九	千分の〇・二九
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九八	千分の〇・四九	千分の〇・二九
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九八	千分の〇・四九	千分の〇・二九
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九八	千分の〇・四九	千分の〇・二九
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九八	千分の〇・四九	千分の〇・二九
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までに生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九八	千分の〇・四九	千分の〇・二九

昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一 までの間に生まれた者	千分の七・八三	千分の一・四一	千分の〇・七一
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一 までの間に生まれた者	千分の七・七二	千分の一・四四	千分の〇・七二
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一 までの間に生まれた者	千分の七・六一	千分の一・四七	千分の〇・七四
昭和二年四月一日以前に生まれた者			三百月
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者			三百十一月
昭和三年四月一日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者			三百二十四月
昭和四年四月一日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者			三百三十六月
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者			三百四十八月
昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者			三百六十月
昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者			三百七十二月
昭和八年四月一日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者			三百八十四月
昭和九年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者			三百九十六月
昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者			三百八十八月
昭和十二年四月一日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者			三百九十二月
昭和十三年四月一日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者			四百三十一月
昭和十四年四月一日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者			四百四十四月
昭和十五年四月一日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者			四百五十六月
昭和十六年四月一日以後に生まれた者	四百六十八月		
昭和二年四月一日以前に生まれた者			四百八十月
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者			三百十二分の十二月

昭和三年四月一日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四分の二十四
昭和四年四月一日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六分の三十六
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八分の四十八
昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十分の六十
昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二分の七十二
昭和八年四月一日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四分の八十四
昭和九年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六分の九十六
昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八分の百八
昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百一十分の百二十
昭和十二年四月一日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二分の百三十二
昭和十三年四月一日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四分の百四十四
昭和十四年四月一日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六分の百五十六
昭和十五年四月一日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八分の百六十八
昭和十六年四月一日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八十一
昭和十七年四月一日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百九十二
昭和十八年四月一日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百一十六
昭和十九年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十四
昭和二十年四月一日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十八
昭和二十一年四月一日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十二
昭和二十二年四月一日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十六
昭和二十三年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百六十四

附則別表第四(附則第二十八條關係)

昭和二十四年四月一日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百七十六
昭和二十五年四月一日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百八十八
昭和二十六年四月一日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百
昭和二十七年四月一日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百十二
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百二十四
昭和二十九年四月一日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百三十六
昭和三十年四月一日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百四十八

## 理由

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、国家公務員等共済組合法に基づく長期給付の適正化を図るとともに、国家公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。